

(仮称) 阿武風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 3 年 6 月

日立サステナブルエナジー株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月の間縦覧に供したが、新型コロナウイルスの影響により縦覧期間を4月末まで延長した。

(1) 公告の日

令和3年1月29日（金）

令和3年4月9日（金）（縦覧期間延長及び住民説明会日程についての周知）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

令和3年1月29日（金）及び令和3年4月9日（金）付けの下記の新聞紙面に「公告」を掲載した。

- ・読売新聞
- ・朝日新聞
- ・毎日新聞
- ・山口新聞
- ・はぎ時事新聞

② 広報による公告（別紙2参照）

下記の広報に「お知らせ」を掲載した。

広報あぶ（令和3年1月号 No.595）

広報あぶ（令和3年3月号 No.597）

③ インターネットによるお知らせ（別紙3参照）

下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・阿武町のホームページ
- ・萩市のホームページ
- ・当社のホームページ

（表は次ページに続く。）

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎 7 か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用による縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・阿武町役場本庁
- ・阿武町役場福賀支所
- ・阿武町役場宇田郷支所
- ・萩市役所 1 階ロビー（市政情報コーナー内）
- ・萩市須佐総合事務所 1 階ホール内
- ・萩市弥富支所 ホール内
- ・萩市紫福支所 ロビー
- ・山口県萩健康福祉センター

② インターネットの利用による縦覧（別紙 3 参照）

- ・当社のウェブサイト

<http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/>

(4) 縦覧期間

縦覧期間：令和 3 年 1 月 29 日（金）から令和 3 年 4 月 30 日（金）まで

- ・関係公共団体庁舎 土曜日・日曜日・祝日を除く開庁時間とした。
- ・インターネット 常時アクセス、印刷、保存も可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 23 名であった。

（内訳）阿武町役場	0 名
阿武町役場宇田郷支所	11 名
阿武町役場福賀支所	3 名
萩市役所	1 名
萩市弥富支所	6 名
萩市須佐総合事務所	2 名
萩市紫福支所	0 名
山口県萩健康福祉センター	0 名

（表は次ページに続く。）

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。なお、当初予定していた住民説明会は新型コロナウイルスの影響により中止し、4月に改めて公告による周知を行ったうえで下記のとおり説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時にを行った。

(別紙1参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：令和3年4月21日（水）19時00分から20時30分まで
- ・ 開催場所：阿武町町民センター（山口県阿武郡阿武町大字奈古3078番地の1）
- ・ 来場者数：51名

- ・ 開催日時：令和3年4月22日（木）19時00分から20時30分まで
- ・ 開催場所：阿武町ふれあいセンター（山口県阿武郡阿武町大字宇田2224番地）
- ・ 来場者数：49名

- ・ 開催日時：令和3年4月23日（金）19時00分から20時30分まで
- ・ 開催場所：阿武町のうそんセンター（山口県阿武郡阿武町大字福田下1365番地）
- ・ 来場者数：40名

- ・ 開催日時：令和3年4月24日（土）10時00分から11時30分まで
- ・ 開催場所：萩市福栄農業担い手育成センター（山口県萩市大字紫福3446番地の1）
- ・ 来場者数：10名

- ・ 開催日時：令和3年4月24日（土）13時30分から15時00分まで
- ・ 開催場所：萩市須佐公民館（山口県萩市大字須佐4570番地1）
- ・ 来場者数：8名

- ・ 開催日時：令和3年4月24日（土）19時00分から20時30分まで
- ・ 開催場所：萩市弥富交流促進センター（山口県萩市大字弥富下4043番地）
- ・ 来場者数：15名

(表は次ページに続く。)

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(別紙4、別紙5参照)

(1) 意見書の提出期間

令和3年1月29日(金)から令和3年5月14日(金)まで

(縦覧期間及びその後2週間とし、郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② 当社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

合計30名の方から36通の意見書(白紙の5通を除く。)が提出され、意見の総数は90件であった。

第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、当社に対して環境の保全の見地から提出された意見は90件であった。それに対する当社の見解は表2-1のとおりである。

表2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

山口県阿武郡阿武町在住 A 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
1	他県等にも適地はないか検討してください。	方法書 p4、5 に記載のとおり、図 2.1-1「局所風況マップ」(NEDO)において日本海側の豊かな風況が見込める地域の中で、東北地方や北陸地方にはすでに多くの風力発電事業が稼働もしくは計画されているため、中国地方に着目し、環境省による環境調査の実績があること、系統連系が確保できること、地元自治体の取り組みに貢献できること等を踏まえて、本事業の計画地が適地であると考えております。

山口県阿武郡阿武町在住 B 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
2	当事業については賛成です。 住民説明会等で他地域からの政治団体？が反対されるのが、地域住民としてはしっくりしません。	ご意見ありがとうございます。今後も住民の皆様へご説明をさせていただく場を設け、ご理解を得られるよう努めてまいります。
3	町の電気代を安くするなど、住民への具体的な還元があると大変ありがたい。	今後、住民の皆様とご相談をさせていただきながら、何が地域の貢献につながるのか、具体的に検討してまいります。
4	設備完成後、周辺に展望公園など整備されると親しみがあってありがたい。	今後、住民の皆様とご相談をさせていただきながら、そのようなことも含めて、地域への貢献策を検討してまいります。

山口県阿武郡阿武町在住 C 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
5	風力発電や水力発電、太陽光発電、地熱発電など自然エネルギーによる発電事業は、原子力発電や火力発電による人体における影響や自然環境における影響を考えるとはるかに少ないと考えます。 技術革新により、地球や人体に影響の少ない、安全な風力発電を極力影響の少ない場所に建設してほしいと思います。安全性を担保できるのであれば賛成です。	今後の環境影響評価手続きを通じて、本事業の実施による環境への影響を実行可能な範囲内で回避、又は低減してまいります。 また、今後も住民の皆様へご説明をさせていただく場を設け、ご理解を得られるよう努めてまいります。

山口県阿武郡阿武町在住 D 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
6	1基の大きさは益田市にあるのと同じですか？想像つきません。	ご指摘の風力発電機は、他事業者の高津川風力発電所のもので、単機出力は1,950kWであり、本事業で採用を予定しているものはその約2倍でございます。大きさについては、公表されておりませんので、回答することができません。
7	詳細に記されていますが、専門的でわからない。(フィールドサイン調査、シャーマントラップ、バットディテクター、ラインセンサス法、ベイトトラップ法、ライトトラップ法、ブラウンプランケ法)	方法書 p.332 及び p.369 にそれぞれの調査の内容を記載しております。説明会等では、専門的な用語を用いずにご説明できるよう留意してまいります。

(表は次ページに続く。)

8	また、予期せぬ事態に柔軟に、スピード感をもって対応し、住民により添って実施していただきたい。	本事業による予期せぬ事態が発生した場合には、弊社および弊社が出資する事業目的会社が責任を持って、柔軟かつスピード感を持った行動をし、住民の皆様により添って対応いたします。
9	再生可能エネルギー導入は賛成です。 3年間工事かけるのに、20年で終了は疑問です。長年の間に、技術革新（日本製等で、維持継続していただきたい。（部品製造にCO2排出軽減改良、洋上に変更等） 以上	電力会社との契約は20年となるため、現時点では事業期間を20年としておりますが、事業期間終了後については、その時の社会情勢や地域の皆様のご意向を考慮して検討します。
10	①低周波音（超低周波音）は、自然音と人工音で違いがありますか？（4月資料、P17参照）	基本的に違いはございませんが、人工音の発生源によっては特定の周波数が卓越した音が発生することがあり、わずらわしさ（アノイアンス）を高めると言われております。
11	②低周波音の聴音に個人差はありますか？	音の感じ方に個人差がございます。
12	③ウィンドファームとは何ですか？	ウィンドファームとは、複数の風力発電機を設置して、それらを一つの発電所として運営する形態の呼び名の一つでございます。
13	④20～100Hzの低周波音は、限界曲線を約50人こえますか？（P22参照）	ご指摘のとおり、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成28年、風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）において示された測定結果のうち、20～100Hzの音に関しては限界曲線を超える測定結果がございます。今後の環境影響評価手続きにおいては、騒音に関する調査、予測及び評価を行い、必要に応じて対策し、回避、低減してまいります。
14	⑤31発電所どこでも、トラブル、問題は起きてませんか？	弊社国内の風力発電所は、31カ所ございますが、騒音について、一部既設の風車においては、住宅までの距離が近いこともあり、気になるというご意見を頂いたことはございます。その際には、2重サッシなどの対策をさせていただき、それ以降気になるというご意見を頂いたことはありません。
15	着工まで長期間ですが、よろしくお願いいたします。	長い時間をかけて、事業計画を慎重に検討し、地域の皆様との話し合いを重ねた上で、事業を行いたいと考えております。

山口県阿武郡阿武町在住 E 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
16	1. 令和2年12月の説明会が4月に延期になった理由ご回答ください。	令和2年10月の住民説明会では、方法書の住民説明会が令和2年12月頃になるとお伝えしておりました。その後の事業計画の検討及び新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえた延期により、令和3年4月に住民説明会を開催いたしました。
17	2. 低周波音、騒音の影響 風力装置から2,000m以内の住宅区域（地図ご参照） 阿武町大字宇田 宇井部田 南側 宇つづら 全域 宇平原 全域 阿武町大字宇生賀 宇田平 全域 宇栃原 全域 宇上笹尾 西側 阿武町大字奈古 宇河内 東側	周辺の住宅等への騒音及び超低周波音による影響については、調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しいたします。
18	3. 風評被害 転入者、移住者の影響 不動産価格への影響 観光客への影響 ※他の既存地域での影響を教えてください。	弊社国内の風力発電所は、31カ所ございますが、現在までそういう話を地元の方からもお聞きしたことがございません。本事業は地域の風という資源をつかわせていただき、この設備が地域の資源となるよう今後地域の皆様との話し合いを重ねた上で、事業を行いたいと考えております。

（表は次ページに続く。）

		ております。
19	4. 毎日新聞記事 令和 3 年 3 月 5 日福島県「阿武隈北部風力発電（仮称）」 予定地から 2 キロの範囲内に約 2,000 戸の住宅などが点在し、騒音被害の恐れがあるとされた上に云々とあります。 この、2 キロは、何か基準があるのですか？教えてください。	「（仮称）阿武隈北部風力発電事業計画」については、他事業者の計画であるため、正確な理由は分かりかねます。 ただし、本事業においても、配慮書段階で事業実施想定区域から 2.0km 範囲内の住宅等について整理しておりました。その際には、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（環境省総合環境政策局、平成 25 年）における、国内の先行実施モデル事業における検討事例において、2.0km 以内に存在する影響対象（住宅等）を 500m ごとに整理する予測方法が採用されていることを踏まえ、範囲を設定しておりました。騒音の影響に関しては、地形による伝搬特性が異なること等により、実環境において一律の距離基準を設けることは困難であると認識しております。今後は騒音等に関する調査、予測及び評価を行い、影響を実行可能な範囲内で回避又は低減いたします。 なお、配慮書段階で整理した内容については、方法書 p217～p223 に記載されております。

山口県阿武郡阿武町在住 F 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
20	稼働 20 年後、撤退となったときの設置施設の原状復帰を契約書で確約してください。	稼働 20 年後で撤退するかにつきましては、その時の社会情勢や地域の皆様のご意向を考慮して検討します。撤退が決定し設置施設を撤去する際の原状復帰の内容については、地権者様との個別契約時の取り決めによるものとなります。今後、対象となられる地権者様とご協議させていただきます。
21	風力発電規模が大きすぎます。縮小して計画を見直すべき。→農・林・水産業の“持続可能性”が著しく損なわれる恐れがある。	今後の環境影響評価手続きを通じて、本事業の実施による環境への影響を実行可能な範囲内で回避、又は低減してまいります。
22	施設の間近の人家への生活環境への配慮がない。騒音、振動、威圧的景観への心身への悪影響等、科学的、医学的に検討すべき。	配慮書段階における事業実施想定区域の設定においては、「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（資料編）」（環境省総合環境政策局、平成 23 年）に、風力発電機から約 300～400m の距離にある民家において苦情の継続件数が最多となっている調査結果が報告されていることを参考に、重大な影響の発生が懸念される距離を 400m として、それ以上の 500m の離隔を確保して区域を設定しておりました。 ただし、方法書においてはさらに 750m の離隔を確保するとともに、今後は騒音等に関する調査、予測及び評価を行い、影響を実行可能な範囲内で回避又は低減いたします。 超低周波音に関する医学的な知見としては、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）に整理されており、それによると、国内外の風車騒音と人への健康影響について、過去の研究を広く整理したところ、「全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果から、20Hz 以下の超低周波音は聴覚閾値を下回る。」「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」という知見が紹介されています。
23	景観の上から著しくマイナス。	住民の皆様が親しまれている景観への影響を、可能な限り低減できるよう努めてまいります。
24	自然災害への備えは充分あるのか？	風力発電施設を建設する際には、建築基準法や電気事業法に基づいて対象地におけるボーリング調査を行い、地震荷重を算出し、その荷重に耐えうる構造設計にしなければなりません。当該構造設計に対する第三者の評価

（表は次ページに続く。）

		を経て、国の安全基準を満たすものだけが建設することができます。今後、事業計画の熟度を高めていく中で、国の法令に基づきながら地震に対する対策を検討してまいります。また、林地開発許可手続きにおいては、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全についての基準が示されており、それらの基準を遵守いたします。
25	メンテナンスのための方策は？	メンテナンスについては、株式会社日立パワーソリューションズが行います。 メンテナンスはサービス員が常駐しているサービスセンタからサービス員を派遣し年3種類実施いたします。内容は①～③の通りとなります。 ①マスターメンテナンス（機械+電気+給脂+目視） ②ウインドベースメンテナンス（過速度試験） ③グリースメンテナンス（給脂+目視） 機械：ボルトの締付確認など 電気：保護回路やセンサー類の動作チェックなど 給脂：油さし、グリス補充など 目視：目で状態確認
26	この中国山地のもろい土質に、この巨大風力施設が長年耐えられるとは思えない。土木工事は環境破壊の元凶となる。	風力発電施設を建設する際には、建築基準法や電気事業法に基づいて対象地におけるボーリング調査を行い、地震荷重を算出し、その荷重に耐えうる構造設計にしなければなりません。当該構造設計に対する第三者の評価を経て、国の安全基準を満たすものだけが建設することができます。今後、事業計画の熟度を高めていく中で、国の法令に基づきながら地震に対する対策を検討してまいります。また、林地開発許可手続きにおいては、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全についての基準が示されており、それらの基準を遵守いたします。
27	御社の経営がまだ数年しか経ていないため、様々な疑問、質問への解答の資料的蓄積がないと思う。個別の地域の地質気候の特質等様々な面で検討しなければ、経営の足元をすくわれる恐れがある。（初期投資も回収できなくなるかも） ※失礼ながら、一生けんめい書かせて頂きました。	ご意見ありがとうございます。日立サステナブルエナジー株式会社の経営としては数年ですが、風力発電事業も行なっていて、現在は全国に350基以上の風力発電所を建設していて風力発電設備の施工および保守をおこなっている日立パワーソリューションズ様と連携しているので、風力発電事業をおこなう上での支障はございません。 そして、環境面では環境影響評価を行い、専門家や自治体などからのご意見をいただきながら、事業を形成していくものとなります。 住民の皆様が安心できるよう今後ともご説明する機会を設けたいと思います。

山口県阿武郡阿武町在住 G 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
28	つづら集落、全8世帯は、全て、上下水道が通っていません。湧水を使うか、井戸水を使用しています。 ボーリング、その他の工事からくる水質汚染、約40000㎡の山林の伐採、造成による水質汚染、その工事の影響による水脈の変化、水量の減少、等 私たちの生活に使用している水についての不安は大きいです。また、この集落で約30000㎡、田んぼを営み、生活をしております。水量の減少は、田んぼをつくれないうことにもなり死活問題です。 このつづら集落の生活用水である水に対する対策は何かおこなわれるのでしょうか？私たちの飲食用の水が濁水によって汚染されないか非常に不安です。住民に対する合意形成ができないのであれば私たちはこの計	今後のボーリング調査を踏まえ風力発電機及び基礎の施工位置を設定します。施工位置は、水源として利用されるような大量の地下水が存在する層（帯水層）を避け、地下水への影響を及ぼさないように計画する予定です。 工事にあたっては、林地開発許可手続きに示されている水の確保、環境の保全についての基準を遵守するとともに、仮に地下水の帯水層に杭基礎が達することが避けられない状況となった場合には、関係者の皆様と協議し、生活用水をモニタリングしながら工事を進めるなど、ご迷惑をおかけしないよう努めてまいります。 なお、造成等の施工時の降雨による一時的な水の濁りについては、環境影響評価の中で調査、予測及び評価を

（表は次ページに続く。）

	画に同意はできません。環境保全の見地からこの計画の中止を求めます。	行います。
--	-----------------------------------	-------

山口県阿武郡阿武町在住 H 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
29	つづら集落は、建設予定地から、約 1km 周辺に位置する集落で、崩壊特別警戒区域、土石流特別警戒区域、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、に町のハザードマップで指定されています。工事中の土砂災害への不定もありますが、終了後の土砂や濁水への対策について言及されないことも不安です。工事終了後の排水施設の必要性も、排水施設の設置を義務付けた兵庫県の条例（2018 年）から明らかです。工事終了後の濁水の影響があるにもかかわらず、その後の対策を行わないような計画には同意できません。私たちには、その後も生活があります。環境保全の見地から、この計画の中止を求めます。	林地開発許可手続きにおいて、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全についての基準が示されており、排水施設の設置、沈砂池の設置、残置森林や造成森林及び造成緑地の適切な配置等の技術的要件が定められておりますので、それらを遵守いたします。 また、環境影響評価の中で造成等の施工時の降雨による一時的な水の濁りの影響について調査、予測及び評価を行います。 今後も住民の皆様にご説明する機会を設けていきたいと思ひます。

山口県阿武郡阿武町在住 I 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
30	当地区は土砂がもろく、風力発電の設置には適さないのでは？と考えます。 土地が雨に流されてたり、河に流れたり、水質汚濁等を心配しています。 充分な調査をお願いします。	ご意見ありがとうございます。水質につきましては、環境影響評価の中で造成等の施工時の降雨による一時的な水の濁りの影響について調査、予測及び評価を行います。また、林地開発許可手続きにおいて、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全についての基準が示されており、排水施設の設置、沈砂池の設置、残置森林や造成森林及び造成緑地の適切な配置等の技術的要件が定められておりますので、それらを遵守いたします。

山口県阿武郡阿武町在住 J 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
31	化石燃料は温暖化を考慮すると今後続けることは困難と思われるし、原発についても廃止に導かれていくように思われる。 現在の生活を維持するためには風力発電、太陽光発電等に頼らざるを得ないと思ひます。 この影響評価書を見て、共鳴等に関するものが読み取れなかった。 ①風車の方向も明示してほしい（○でなく▽等） ②田平地区への影響が最も気になる。右と左の風車と山の尾根の共鳴により、田平の家屋に騒音等の影響はないのか、県道 14 号沿いの騒音等は発生しないのか気になる。説明会において説明をしてほしい。	①風力発電機は稼働中の風向によって向きを変えるため、「○」でお示ししております。 ②田平地区においては、方法書 p321 のとおり「騒音④」として調査地点を設定しておりますので、今後調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書においてお示しいたします。

山口県萩市在住 K 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
32	建設に反対です。計画は風力発電設備を建設するということですがこれには道路や送電設備も伴います。いずれも樹木を伐採し、山肌を削り取ることが前提です。しかも十数基、これは自然破壊そのものです。河川、海洋の汚染が心配です。漁業者の皆さんが、植樹されている時代。逆行ではありませんか。樹木以外にも動植物への影響も言われています。 また、巨大風車が発する低周波が、人へ危害を加えるという不安があります。 発電設備が用済み（廃止、撤退）になった際の「原状	環境影響評価手続きを通じて、環境への影響を可能な限り低減できるように事業計画を検討いたします。災害面に関しては、風力発電施設を建設する際に、建築基準法や電気事業法に基づいて対象地におけるボーリング調査を行い、地震荷重を算出し、その荷重に耐えうる構造設計にしなければなりません。当該構造設計に対する第三者の評価を経て、国の安全基準を満たすものだけが建設することができます。今後、事業計画の熟度を高めていく中で、国の法令に基づきながら地震に対する対策を検討してまいります。また、林地開発許可手続きにお

（表は次ページに続く。）

	回復」は？物理的な困難もありますが、企業が利益に結びつかない努力をするとは思えません。地上設備は撤去されるとしても敷地や土台、道路はそのまま放置され、風化に任されることになりませんか。土砂崩れなど新たな災害、自然破壊を生むことになります。 大規模で集中的、自然に過大な負担を強いるやり方は賛成できません。 分散し規模を小さくして自然への負荷を抑え、目的を終えた後も原状回復が容易にできるよう改める。エネルギーの地産地消を目指すべきだと思います。	いては、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全についての基準が示されており、それらの基準を遵守いたします。発電施設の撤去については今後、対象となる地権者様とご協議させていただきます。基本的には原状復帰を検討しておりますが、最終的には土地地権者様との相談の上、どのような措置を実施するか検討してまいります。
--	---	--

山口県萩市在住 L 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
33	当計画に関して地権者と契約を交わす場合において、地上権設定を盛り込みますか？それとも地上権設定は除外しますか？	現状地権者様と契約をする際、地上権設定は想定しておりません。契約の内容につきましては、今後弊社又は特別目的会社が地権者様とご協議させていただきます。
34	当計画では、標高 400m～500m の山の尾根筋に巨大風車 13 基を建設されるようですが、水平距離で約 3km 程しか離れていない北長門国定公園に負荷を与える事は明らかです。 これ程急峻な高低差のある地形に、大雨等が降った場合の配慮がそもそも欠けていると思われまます。 配慮がなければ環境を守る為の方法も、ないのではないですか。 当計画のアセスそのものに著しい欠陥を感じますが、どのように思われますか？	林地開発許可手続きにおいて、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全についての基準が示されており、排水施設の設置、沈砂池の設置、残置森林や造成森林及び造成緑地の適切な配置等の技術的要件が定められておりますので、それらを遵守いたします。
35	山口県には素晴らしい景観条例があります。この中の基本理念の第 2 条の 3 項目、4 項目、6 項目、7 項目に関して、当計画とはまったく整合性がないばかりか、景観条例に違反していると考ええます。 県の条例を無視して、北長門国定公園から水平距離で約 3km 程の急峻な山の尾根に巨大風車を 13 基も建設する事じたい、そもそも、風光明媚な北浦を愚弄していると思うが、いかがですか？ また、この山口県景観条例があるので、全県的な承知と合意でもってクリアする事なしに事業を開始することは不可能と考えます。いかがですか？	山口県景観条例の理念の理解に努め、理念に沿った計画となるよう検討してまいります。条例との整合が必要な具体的な事項や、事業計画への反映のさせ方については、山口県の所管課のご指導のもと引き続き検討してまいります。 また、引き続き県民の皆様にご理解いただける事業計画となるよう、丁寧な説明に努めてまいります。
36	当計画では、標高 400m～500m にかけて巨大風車 13 基を建設する際に、日本海側に向けた山の山頂付近を大きく L 字型に削り取りそこに風車を設置するようですが、著しく山頂を改変する事による風量と風向の変化に伴い、付近の樹木が枯死することによる山の崩落や土砂崩れが頻発するのではないですか？（日本中で頻発しています）。この件に関しての配慮も、それを防ぐ為の方法も提示されておられません。 どのようにお考えですか？	弊社国内の風力発電所は、31 カ所ございますが、ご指摘のような事象は発生しておりません。また、風力発電所の建設に際しては、環境影響評価の手続きの他、林地開発許可制度の手続きが必要になり、防災の見地からのご心配については、この林地開発許可制度の中で自治体の関係部署と協議を行い、具体的な対策を講じることにより、その解消に努めてまいります。
37	奈古断層の危険性について！ 貴社は前回の説明会にて、住民から奈古断層の危険性を指摘された時、『活断層については、保全すべき重要な地形ではないと、判断し、配慮事項として選定しない』と明言されました。 風力発電機 13 基すべての直下に断層が存在することがわかっているのにあまりにも無責任な答弁ではないか？ アセスの項目として選定しないのであれば、この重大案件はどこで審査されるのですか？ お答えください。	風力発電施設を建設する際には、建築基準法や電気事業法に基づいて対象地におけるボーリング調査を行い、地震荷重を算出し、その荷重に耐えうる構造設計にしなければなりません。当該構造設計に対する第三者の評価を経て、国の安全基準を満たすものだけが建設することができます。今後、事業計画の熟度を高めていく中で、国の法令に基づきながら地震に対する対策を検討してまいります。 なお、環境影響評価においては、例えば、カルスト台地の秋吉台のように、学術上または希少性の観点から重要で保全すべき地形を評価対象としています。

(表は次ページに続く。)

38	自治会との合意の仕方について！ 貴社による前回の住民説明会にて明言された『風力発電機建設予定地から 8.5km 圏内のすべての自治会との協定締結』に向けて、どのような方法で書面を交わしていくのか、また各自治会が、当計画に同意したと何を持ってみきわめるのか説明いただきたい。	環境影響評価の調査データをふまえて、今後地域の皆様とご相談させていただきます。
39	事業計画の概要について（方法書 12 ページ）！ 前回（去年 7 月）、配慮書にて示された事業計画と今回の方法書でこれ程大きく事業実施区域の変更があった理由は何か説明いただきたい。前回で説明された『ミヤマウメドキ群落や奈古鳥獣保護区等を回避する』では説明がつかない。	事業実施想定区域（配慮書段階）からの検討経緯については、方法書 p480 に記載しております。「ミヤマウメドキ群落」や「奈古鳥獣保護区」以外にも、「神宮山」や「崩壊土砂流出危険地区」、「保安林」などを区域から除外しております。
40	風力発電機の超低周波音について！ 貴社が作制された方法書の 18 ページも図によると、まさに人が知覚できない超低周波音が 40dB～80dB 出ています。（赤線で丸した所） これこそが、体調不良や睡眠障害が原因要素です。これで人体への影響が無いはずがありません。貴社の見解をお聞かせください。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、国内外の風車騒音と人への健康影響について、過去の研究を広く整理したところ、「全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果から、20Hz 以下の超低周波音は聴覚閾値を下回る。」「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」という知見が紹介されています。 ただし、住民の皆様からのご意見を踏まえ、本事業に関する超低周波音の調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書においてお示しいたします。
41	1) 自治会との合意の仕方について！！ 貴社による前回の住民説明会にて明言された風車建設予定地から 8.5km 圏内のすべての自治会との協定書締結に向け、どのような方法で書面を交わしていくのか？また各自治会が当計画に同意したと何を持ってして見極めるのか説明してください！ 貴社の当計画に関して地権者と賃貸契約を交わすさいに、地上権設定を盛り込みますか？それとも除外しますか？	環境影響評価の調査データをふまえて、今後地域の皆様とご相談させていただきます。現状地権者様と契約をする際、地上権設定は想定しておりません。
42	2) 奈古断層の危険性についてお尋ねします！ 貴社は前回の住民説明会にて住民から奈古断層の危険性を指摘されたさい、『活断層については保全すべき重要な地形ではないので配慮次項として選定しない』と明言されました。風力発電機 13 基全ての直下に断層が存在することがわかっているのに余りにも無責任な答弁ではないか？アセスメントの項目として選定しないのであれば、この重大案件はどこで審査すればよいのか？また住民への安全と安心が確立されないのであれば、当計画への合意を得ることさえ出来ないし、合意がなければ、計画そのものが頓挫すると思うがいかがですか？	風力発電施設を建設する際に、建築基準法や電気事業法に基づいて対象地におけるボーリング調査を行い、地震荷重を算出し、その荷重に耐えうる構造設計にしなければなりません。当該構造設計に対する第三者の評価を経て、国の安全基準を満たすものだけが建設することができます。今後、事業計画の熟度を高めていく中で、国の法令に基づきながら地震に対する対策を検討してまいります。
43	3) 当計画では、標高 400m～500m にかけての山の尾根筋に巨大風車 13 基を建設するさいに、日本海側に向いた山の山頂付近を大きく L 字型に削り取りそこに風車を設置する工法をとられると予想しますが、著しく山頂を改変することにより風量と風向の変化が発生することになり、付近の樹木が枯死して地盤が緩み、山の崩落や土砂崩れが頻発すると思われます。この件についての配慮もそれを防ぐ為の方法も提示されておりません。どのようにお考えですか？	弊社国内の風力発電所は、31 カ所ございますが、ご指摘のような事象は発生しておりません。また、風力発電所の建設に際しては、環境影響評価の手続きの他、林地開発許可制度の手続きが必要になり、防災の見地からのご心配については、この林地開発許可制度の中で自治体の関係部署と協議を行い、具体的な対策を講じることにより、その解消に努めてまいります。
44	4) 貴社による当計画では、標高 400m～500m の山の尾根筋に巨大風車 13 基も建設されるようですが、水平距離で約 3km ほどしか離れていない北長門国定公園に負荷	林地開発許可手続きにおいて、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全についての基準が示されており、排水施設の設置、沈砂池の設置、残置森林や造成森林及び造成緑地の適切な配置等の技術的要件が定めら

（表は次ページに続く。）

	ダメージを大きく与える事は必至です。また、これ程急峻な高低差のある地形に大雨が降った時の濁流処理の配慮が全く見受けられません。配慮がなければ環境を守るための方法も無いのではありませんか？当計画におけるアセスメントそのものに著しい欠陥を感じます。このようなやり方では住民は決して納得出来ません。いかがお考えですか？	れておりますので、それらを遵守いたします。 また、環境影響評価の中で造成等の施工時の降雨による一時的な水の濁りの影響について調査、予測及び評価を行います。
45	5) 山口県には素晴らしい景観条令があります。この中の基本理念の第二条令の3項目、4輪項目に、6項目、7項目に関して貴社の当計画とは全く整合性がないばかりか明らかに山口県の景観条令に違反しています。 県の条令を無視して北長門国定公園から水平距離で約3 km程の急峻な山の尾根筋の日本海側に巨大風車13基も建設すること事態そもそも風光明媚な北浦を愚弄していると思うがいかがですか？ またこのような条令がある以上、全県的な承認と合意でもってして県民感情の理解を得ないで当計画を進めていかれることは道義に反すると考えます。いかがですか？	山口県景観条例の理念の理解に努め、理念に沿った計画となるよう検討してまいります。条例との整合が必要な具体的な事項や、事業計画への反映のさせ方については、山口県の所管課のご指導のもと検討し、景観への影響を可能な限り低減できるよう努めてまいります。 また、引き続き県民の皆様にご理解いただける事業計画となるよう、丁寧な説明に努めてまいります。
46	6) 私は糖尿病と肝臓病を併せ持つ身ゆえ、このうえ更に低周波による苦しみはまっぴらご免こうむりたいところです。よって、日立サステナブルエナジー株式会社様には申し訳ありませんが、当事業計画の中止を検討して頂けますようよろしくお願いします。	超低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できるよう検討いたします。

山口県萩市在住 M 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
47	総合事務所の中に小さくてもよい図書館があったら良いと思います。 わざわざ本町の図書館に行かなくても時間がかかります。 この前弥富の促進センターに行った時、中にありました。上ばきでしたけど、いいなーと思いました。 返事を下さいますように。 かるがも(?)の写真がほしい。(図の中に5~6ワ)	ご意見ありがとうございます。そのようなことも含めて、地域への貢献策を検討してまいります。

山口県萩市在住 N 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
48	騒音＞施設の稼働 超低周波音の人体に与える影響（振動等） 1. 耳で感じなくても体で感じる影響について 2. 長時間、連続の受体による影響について 共鳴、共振に関する影響について 変圧施設から発生する音等に関する影響について 以上も調査していただきたい。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成29年5月）によると、国内外の風車騒音と人への健康影響について、過去の研究を広く整理したところ、「全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果から、20Hz以下の超低周波音は聴覚閾値を下回る。」「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」という知見が紹介されています。 また、一般的に、共鳴は屋外等の開放空間ではほとんど生じないと考えております。 変電所については、住宅等に影響がないよう検討してまいります。

山口県宇部市在住 O 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
49	私の職場は、山口県阿武郡阿武町■■■にあります。奈	下記のとおり、回答いたします。

(表は次ページに続く。)

	古鳥獣保護区に隣接する■■■というフィールドに 9ha の山林を仲間と保有しています。 この地を観察と自然保護の拠点として生かそうと細々ではありますが、20 年近く活動しております。 私の意見と質問は以下です。 1. 環境貢献度の数字化 2. 土砂災害について（調整地の排水） 3. 低周波・超低波の及ぼす健康被害について 4. 同上、小動物、鳥類に及ぼす影響について ☆コロナ禍 住民説明会を web 方式で行われましたが、参加してみて、意図十分伝わりませんでした。コロナ終息まで全てを延期されることを要望します。以下添付文書に詳しく書きます。 注：■■部は個人情報のため、伏字としました。	
50	再度、計画の返上をお願いします。 表紙には、意見と質問の項目を書きました。以下、詳しく書きます。 1, 環境貢献度の数字化 前回の配慮書のこの項の質問に対して、若干の数式と中電の事例が回答として配慮書に書かれました。また、住民説明会、宇田会場で同じ趣旨の質問に対して、「4 万トンの CO2 削減効果がある」と答えていました。時間の制約で再質問が出来ず、「4 万トンの内訳や詳細を聞けませんでした。この 4 万トンは、年間なのか、20 年なのか、1 基あたりなのか 13 基全部を含めたものなのか、基礎的な事実について回答を頂いていません。あらためて事実を教えてください。 その際、森林のもつ CO2 吸収効果との相殺の数字、つまりこの風力発電所設置に当たって伐採される森林の総面積（ないしは材木の量）とその果たしている CO2 吸収量の計算を示し、貴社の風力発電によって削減される CO2 相当量との比較をお示し下さい。 風力発電によって CO2 削減を行うと標榜しつつ、実際は森林による CO2 吸収分を犠牲にしているのではないのか、すでに果たしている貴重な環境貢献資源を破壊してまで、阿武町山中に風力発電をわざわざ建設しなければならないのか、強い疑問を持っております。 また、本質的な問題になりますが、CO2 削減は、世上多くの方が地球温暖化を止める効果があると枕詞のように言われ、常用されておりますが、私には科学的に本当に正しいのか、疑問を抱いております。貴社は、どのようにお考えですか、本当に CO2 の削減が気候変動に有効と考えておられますか。	方法書の住民説明会にて、回答いたしました「4 万トン」という数値は、現時点での概算ではございますが、本事業の実施（13 基の稼働）による 1 年あたりの CO2 削減量で、<u>消失する森林の二酸化炭素の吸収量も考慮した値</u>でございます。 本事業の稼働による系統電力の代替に伴う二酸化炭素の削減量は、方法書にも記載したとおり、約 41709 (t-CO₂/年)でございます。消失する森林の二酸化炭素の吸収量については、33ha の森林を伐採したと仮定し、約 752 (t-CO₂/年)と算出しております。ただし、改変を行う区域が未確定なため、計画地の広い範囲に分布している群落のうち、最も吸収量の多いアカマツ群落を伐採した場合の値でございます。 以上のことから、「4 万トンの CO₂ 削減効果がある」と回答いたしました。弊社としては、CO₂ 削減することによる地球温暖化防止につながると考えております。
51	2, 土砂災害について（調整池の排水） 現地は、土質が脆く県庁の 2 倍を越す建造物とそれを支える基礎部は、相当の無理をしなければ不安定であろうと素人ながら危惧します。 住民説明会では、これから現地に合った本格的な設計に入るとのことでした。その中に、沈砂池（調整池）をつくる図面がありました。その説明の際に担当の方は、「その池の水は、溢れさせ緩斜面に沿って自然放流する」と言いました。	林地開発許可手続きにおいて、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全についての基準が示されており、排水施設の設置、沈砂池の設置、残置森林や造成森林及び造成緑地の適切な配置等の技術的要件が定められておりますので、それらを遵守いたします。 また、環境影響評価の中で造成等の施工時の降雨による一時的な水の濁りの影響について調査、予測及び評価を行います。

（表は次ページに続く。）

	一瞬、耳を疑いました。これは、事実でしょうか。脆い地盤、粗い地質の条件の中で、こんな乱暴なことが許されるのでしょうか。詳細な説明を求めるとともに、強く反対します。近年の土砂災害の多さととくに溜池の保守と放流・排水に関係者がどれほどの神経を使っているか、ご存じないのでしょうか。	
52	3, 低周波・超低周波の及ぼす健康被害について 住民説明会の回答では、健康被害の事例はないと考えているとのことでした。また、環境省のこの件に関する指針から考慮しなくても良いと判断しているとのことでした。 そこでお尋ねします。 ①貴社の事業者としての見識において、貴社自身の言葉で、貴社自身はどのように低周波・超低周波の健康被害について考えているのかを教えてください。環境省の基準は満たしたが、実際の現場では多くの被害が発生しているケースは、他にもあります。残念ながらかつてのように役所の指示を守っておれば住民から、そのまま100%信頼されるということはなくなっています。貴社自らの調査と判断を貴社自らの言葉でお聞かせ下さい。	弊社国内の風力発電所は31カ所ございますが、現在のところ、弊社の風力発電所で超低周波音の影響があるというご意見を頂いたことはありません。 弊社としては騒音（可聴域の低周波音を含む）対策やメンテナンス、開発の手法、生活環境等、様々な要因があるのではないかと考えております。「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成29年5月）によると、国内外の風車騒音と人への健康影響について、過去の研究を広く整理したところ、「全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果から、20Hz以下の超低周波音は聴覚閾値を下回る。」「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見が確認できない。」という知見が紹介されています。 ただし、住民の皆様からのご意見を踏まえ、本事業に関する超低周波音の調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書においてお示しいたします。
53	②その際、すでに施工運転されている各地の風力発電所の周辺調査の結果を含めて、報告して下さい。それは、当然行っていると思いますが、風車近隣の住民の聞き取り調査、自治体、地域自治会などの当該者と大学やNPOなどの第三者の調査を踏まえたものをお願いしたいと思います。また、調査（聞き取りなど）された対象者の居住の風車からの距離についても明記していただくようお願いします。	弊社国内の風力発電所は31カ所ございますが、現在のところ、弊社の風力発電所で超低周波音の影響があるというご意見を頂いたことはありません。今後も発電所周辺の皆様のご意見を伺ってまいります。
54	③私が、1回目の住民説明会・宇田会場と福栄会場でお話しし、約束していただきましたが、故・汐見文隆医師の業績について、その著書『低周波音被害を追って―低周波音症候群から風力発電公害へ』（2016年、寿郎社）などにそって、貴社の見解の表明をお願いします。汐見医師の医学的な知見は、実際に健康被害にあわれた人びとの診察の中で蓄積されたものです。 実際に風車周辺の人びとの間では、健康被害を訴える人びとがいます。私の住んでいる宇部市でも、小型風車であるにもかかわらず、睡眠障害をはじめイライラ、不定愁訴と言われるストレス症状が出ている人がいます。幸い市役所や関係者の働きで風車をストップしたら、たちまちのうちに快癒回復しています。 このような健康被害を訴える人が少ないからといって存在しないということは言い切れません。汐見医師の努力は、このような人が一人でも出てくれば、その人を見捨ててはいけないという姿勢から生まれています。 「誰一人取り残さない」とは、SDGsの言葉の一つですが、環境貢献を言われる貴社にあっては、汐見医師の業績をどのように認識されますか？	弊社としては騒音（可聴域の低周波音を含む）対策やメンテナンス、開発の手法、生活環境等、様々な要因があるのではないかと考えております。「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成29年5月）によると、国内外の風車騒音と人への健康影響について、過去の研究を広く整理したところ、「全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果から、20Hz以下の超低周波音は聴覚閾値を下回る。」「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見が確認できない。」という知見が紹介されています。 ただし、住民の皆様からのご意見を踏まえ、本事業に関する超低周波音の調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書においてお示しいたします。
55	4, 小動物、鳥類に及ぼす影響について バードストライク、バッドストライクについて、あらためて見解と対策を教えてください。 住民説明会では、須佐会場で日本自然保護協会の方から質問されましたが、「今後対処する」という抽象的な回答でした。	小動物や鳥類への影響が極力低減されるよう、現地調査結果や有識者からの助言等を踏まえ、適切に事業計画を検討してまいります。 風力発電機設置後の小動物や鳥類の生息状況に関しては、例えば風力発電機の基礎周辺に小型哺乳類が生息している例¹や、風力発電機の稼働前後での比較調査をおこない、鳥類と小型哺乳類の個体数には明白な影響が

（表は次ページに続く。）

自然生態系、とくに小動物や鳥類への影響は、直接的に人間の暮らしにダメージを与えない場合、無視されがちです。しかし、森林は多くの小動物、鳥たちによって循環が媒介され、多様さ豊かさが保証されていることは言うまでもないことだと考えます。ルイチェル・カーソンの『沈黙の春』を持ち出すまでもなく、その影響は、時間をおいて必ず人間の暮らしにはねかかってきます。 私は、住民説明会の阿武町福田ののうそんセンターの会場で、「低周波・超低周波の小動物・鳥類に与える影響は、どのように調査されるのか」と質問しました。回答は、文献調査による推測だということでした。 あらためて、お尋ねします。実地に近い調査は必要なのですか！？ それは、格段の困難さを伴うものではないと考えます。 貴社が設置し、風力発電が稼働している地帯の小動物・鳥類の生息実態を、稼働以前のデータ（文献や実地カウントなどが個別にあるはずです）を実際の調査に基づいて比較することです。低周波・超低周波は、バードストライクの被害と相まって、小動物、鳥類を風力発電周辺から遠ざけている、小動物や鳥類からすれば、不快さを避け、身を守るために風力発電所周辺には近づかないようにしていることは、十分に想像できます。 家庭用のネズミ撃退器具に低周波音が使われていることはご存じでしょう。風力発電近辺での低周波・超低周波の影響は、その比ではないはずです。 これは杞憂でしょうか。実地の詳細な生のデータをもって判断することが一番必要ではないでしょうか。すでに運転稼働している実地の場所の実証的なデータに基づく回答をお願いします。 最後に、コロナ禍であることをもって、WEB方式の住民会を取って行った貴社の熱意には、敬意を表したいところですが、遠い壇上から言い放し、質疑応答は30分も満たないのでは、形だけ作ろうとしているという批判が会場でも起こりました。コロナ収束後に延期されんことを強く望みます。 以上	なかったという例^{*2}、草地性鳥類は風力発電機の位置とそれら鳥類の分布には影響しなかったとする例^{*3}のほか、ノスリやハイイロチュウヒ等は風力発電機の近傍での利用状況が減少する例^{*4}なども報告されています。まずは現地調査を実施し、対象事業実施区域及びその周囲における哺乳類や鳥類の生息状況を適切に把握し、その結果や既往知見等を踏まえ、実行可能な範囲で影響を回避又は低減できるような事業計画を検討してまいります。 また、ご指摘のように、今後の手続きにおいて、稼働後の状況を予測し、影響を検討してまいります。予測に不確実性を伴う場合には、稼働後、有識者のご意見を参考に、必要に応じて事後調査をおこなうことも視野に入れ、適切に進めてまいりたいと考えております。 今後も新型コロナウイルスの感染状況等を鑑みた上で、環境影響評価における法定の説明会に限らず、地域の皆様へご説明する場を設けてまいります。 【出典】 *1 California Energy Commission 2004 Developing Methods to Reduce Bird Mortality In the Altamont Pass Wind Resource Area :PIER PROGRAM FINAL REPORT. *2 de Lucas, M., Janss, G. & Ferrer, M. (2005) A Bird and Small Mammal BACI and IG Design Studies in a Wind Farm in Malpica (Spain). Biodivers Conserv 14, 3289-3303 *3 Claire L. Devereux, Matthew J. H. Denny, Mark J. Whittingham(2008) Minimal effects of wind turbines on the distribution of wintering farmland birds. Journal of Applied Ecology 45(6)1689-1694. *4 James W. Pearce-Higgins, Leigh Stephen, Rowena H. W. Langston, Ian P. Bainbridge, Rhys Bullman(2009) The distribution of breeding birds around upland wind farms. Journal of Applied Ecology 46(6)1323-1331.
--	---

山口県萩市在住 P 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
56	●配慮書の意見でも述べましたが、まず、はっきり述べておきます。この風力発電計画は中止してください。 私たちが数々の努力を払って守りつないできたこの地域の貴重な財産・宝を犠牲にして、大金融資本をはじめとする大企業の利益のために、協力するいわれはありません。 この地域は、今のまの豊かな自然環境を守って、地域の持続発展可能なまちづくりを住民が協力して進めていこうと考えています。それが一番まっとうな持続可能な社会づくりであると考えます。 外部資本による、巨大開発は必要ありません。やめて下さい。御社の出資会社は、三菱HCキャピタル株式会	環境影響評価手続きを通じて、環境への影響を実行可能な範囲内で回避又は低減できるように事業計画を検討いたします。

(表は次ページに続く。)

	社 85.1%と株式会社日立パワーソリューションズ 14.9%となっています。日本で有数の三菱・日立という旧財閥系の大企業による開発が、その会社の考えである「持続可能な社会・環境」とは全く逆の「町の破壊、環境の破壊をして、その時だけの一時的な金もうけだけを優先して行う巨大開発」というのが、今回の阿武風力発電事業だと考えます。そんなものは、私たちの地域には必要ありません。お引き取りください。 蛇足ですが、日立製作所創業につながる故久原房之助氏は元須佐町の名誉町民であり、旧萩市の名誉市民でした。須佐や萩の海や山、川などの自然や景観をこよなく愛した人です。その久原房之助が生きてこの事業を見たら、ふるさとを壊すな、そっとしておけというに違いありません。実際今まで日立がこの地域で、地域の人々のために開発行為をしたことは何もありません。久原房之助氏が、ふるさとはずっとそのままであってほしいと願っていたことが伝わってきたからに違いありません。これからも、そのようにしていただきたい。	
57	①この風力発電所計画は、環境に配慮した持続可能な開発ではありません。いくら環境アセスメントに基づいて調査し、対策を立てると言っても、山を削り、埋め立てを行って、大規模な道路や広大な用地を造成するだけで、大きな環境破壊です。これを否定することはできません。「できる限り」環境負荷のかからない、影響の出にくい方法を考えるというだけで、莫大な環境破壊になることは間違いありません。そんな開発は必要ありません。 持続可能でもありません。事業は 20 年間と言われてます。その先は、その時に検討すると先延ばしにしています。それは持続可能な開発とは言えません。	環境影響評価手続きを通じて、環境への影響を可能な限り低減できるように事業計画を検討いたします。また、電力会社との契約は 20 年となるため、現時点では事業期間を 20 年としておりますが、事業期間終了後については、その時の社会情勢や地域の皆様のご意向を考慮して検討いたします。
58	②住民の生命や健康、暮らしに影響が出る懸念は払しょくできません。 説明会場で超低周波による人体への健康被害について、あると考えているかと聞いたところ、「ない」と断定されました。その根拠は環境省の示す基準だと答えられました。環境省の見解は、「基準地ではなく参照値である」「『参照値』を風車の低周波音に適用することはできません。」としています。この点においても、御社の回答は、環境省の見解とは違うものを住民に説明し、犠牲を押し付けようとするものです。 また、環境省も「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響について、現段階において、明らかな関連を示す知見は確認できませんでした」とするだけで、影響がないと断定していません。 御社の姿勢がここに如実に表れています。こんな体質の企業では、「持続可能な環境・社会」をつくることはできません。責任も持てない説明をしたということです。無責任な開発となることは間違いありません。 人体に知覚できないから、騒音として扱わないというのが環境省や経産省の主張です。人が知覚できないから人体に影響がないと言えるのでしょうか。放射線も含め電磁波は人が知覚できません。しかし、人体への影響は甚大です。その事実だけ示すだけで、御社によって立つ環境省や経産省の根拠が崩れてしまいます。 また、環境省が示した参照値をもとに、「影響ない」と判断して説明していることは、御社が自らの責任を政府・国に丸投げしているということです。これは原子力発電所でも同じことが言えます。結局何の責任もとらな	弊社国内の風力発電所は 31 カ所ございますが、現在のところ、弊社の風力発電所で超低周波音の影響があるというご意見を頂いたことはありません。 弊社としては騒音（可聴域の低周波音を含む）対策やメンテナンス、開発の手法、生活環境等、様々な要因があるのではないかと考えております。「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、国内外の風車騒音と人への健康影響について、過去の研究を広く整理したところ、「全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果から、20Hz 以下の超低周波音は聴覚閾値を下回る。」「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見が確認できない。」という知見が紹介されています。 ただし、住民の皆様からのご意見を踏まえ、本事業に関する超低周波音の調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書においてお示しいたします。

（表は次ページに続く。）

	いということと同じです。無責任な事業者であることを告白したと同じです。 80dB の超低周波がどこまで届くかというデータについて、計算方法はあるが地形が違うので示せないと言われたことは、隠ぺい体質ということになります。全てのデータを住民に公開し、判断材料にするというのは、住民の不安解消には絶対に必要なことです。示さないということは、不安をあおるということです。ここでも無責任な態度でした。こんな体質では、信用できません。 世界中の風力発電所周辺で、健康被害が報告されています。この事実は認めています。これを無視するのは、何が何でも事業をすすめたいという意欲の表れです。住民が犠牲になっても構わないという態度です。こんな事業者が事業をすすめたら私たちの命や健康は犠牲にされてしまいます。私自身が豊北にある風力発電施設の視察の折、非常に気分が悪くなりました。私だけかと思ったら、後に美祢市の人が同じように視察したときに具合が悪い早く帰ろうと言われたことをききました。これが事実です。この実態からの調査研究が環境省も厚労省も絶対的に足りません。医学者の中には、健康被害を指摘している人もいます。多くの公害の場合と同じことがこの風力発電による人体への影響についていえます。予防原則に従って、こんな人家に近い場所に、風力発電所をつくることはやめてください。5km のところには学校や行政、福祉施設が存在します。予定地の場所に建設することは絶対にしないでください。	
59	③土砂災害 の危険性は顕著です。この予定地は、流紋岩地帯です。 流紋岩地帯では、①谷筋でなくても斜面が崩壊しやすい ②深い谷では表面流が集中し激烈な土石流が発生する ③浅い谷筋では、風化した表面の粘度が滑りやすくさせて深さ 1m ぐらいのところからはがれるように流下していく と専門家が指摘しています。 流紋岩地帯での阿武風力発電所予定地での危険性が指摘されたものです。それは、実際の現在の地形からもみてとれます。 こんな危険性の高い山の尾根筋に、広大な道路や 1 基あたり 3000m² の平地を造成することは、非常に危険です。 御社は、調整池を設けるから大丈夫だと言いますが、この周辺では、須佐・田万川・むつみ地域で 2013 年 7 月 28 日に集中豪雨が襲いました。須佐観測所では、1 時間雨量 185 ミリを観測しました。3 時間雨量も 300 ミリを超えています。20 年周期でこのレベルの豪雨が襲っています。調整池が役に立たないばかりか、流紋岩地帯では逆に災害を引き起こす可能性があります。 そのことは、下流に住む人々の命や安全な暮らしを無視して事業をすすめるということと同じです。やめてください。 また濁流は、河川や湿地、海の環境を破壊し、元に戻すことができない影響を与えることになります。私たちの生命や財産を奪わないで下さい。こんな事業をしないことが一番の対策です。 落雷や強風による破損も懸念されています。山陰側の冬の落雷は、スーパーボルトと言われ、尋常ではありません。風車が火災や事故を起こす原因になっています。高い尾根筋に、とがった風車は落雷を引き寄せます。山林作業をしている人や動植物が落雷の被害を受ける可	風力発電施設を建設する際には、建築基準法や電気事業法に基づいて対象地におけるボーリング調査を行い、地震荷重を算出し、その荷重に耐えうる構造設計にしなければなりません。当該構造設計に対する第三者の評価を経て、国の安全基準を満たすものだけが建設することができます。今後、事業計画の熟度を高めていく中で、国の法令に基づきながら地震に対する対策を検討してまいります。また、林地開発許可手続きにおいては、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全についての基準が示されており、それらの基準を遵守いたします。また、落雷対策や耐風速等について電気事業法による工事計画の審査が義務付けられ、厳格な建設の許可条件をクリアして安全上問題のないように建設します。

(表は次ページに続く。)

	能性が高くなります。火災の原因にもなります。新たな危険物を設置することは容認できません。	
60	④環境破壊になることは間違いありません。冒頭にも書きましたが、自然豊かな山林を削って広大な造成や道路の設置は、それだけで莫大な環境破壊です。しないでください。 高さ 148m、直系 118 メートルに及ぶ風車ができるだけで、バードストライク、バットストライクが起きるのは間違いありません。ほかのところでどんな状況かそのデータを示すのが当然です。しかし、示されません。ここでも隠ぺい体質です。できた後で示されても意味がありません。説明できないような事業はやめてください。 鳥やコウモリだけでなく、チョウやトンボなどの昆虫、両生類も影響を受けます。特にミヤマウメモドキがある八幡原は、濁流が流れ込み、地下水が汚染され、環境は大きく変わってしまう可能性が高くなります。この上流域での山林の開発は死活問題です。やめて下さい。 動物や植物への影響は計り知れません。イノシシやサルやクマがこの山の中にはいます。風力発電所ができれば里に追い出されます。超低周波や低周波、騒音、風車の回転などによって動物も影響を受け狂暴化する可能性もあります。野生動物に変わって、中止を求めます。	方法書に記載しております調査手法に基づき、適切に現地調査を実施し、コウモリやイノシシ等の哺乳類のほか、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類、魚類、底生生物の生息状況を把握し、影響の予測、評価を行います。その結果や有識者からの助言等を踏まえ、実行可能な範囲で影響を回避又は低減できるような事業計画を検討してまいります。
61	⑤地質資源への影響について、特に貴重な地質や地形はないから調査もしないという姿勢ですが、市や町、県も指摘してきたように、いったいは萩ジオパークの範囲です。現在のホームページや資料にジオサイトとして記載がないから、配慮は要らないという論理は、つくことを急いでいるためにとってつけた理由と思われる。 今後、取り組みが進めば、ジオサイトとして指定される可能性もあります。白須山には、たたら遺跡があります。これは、ジオサイトとなるには十分な資産です。なぜ、日本でも有数のたたらがここでつくられたのか。映画もののけ姫でのたたら場の場面の参考にされたほどの貴重な財産です。ここを土石流が襲って台無しになる可能性も懸念されます。 また、直下を奈古断層が通っています。これに対する説明は一切されていません。山を削って不安定な構造物を建設することはそれだけで危険性が増します。奈古断層は、活断層という指摘もあります。いつ動くかははっきりわかっていないというのが地質学者の指摘です。予防原則からもこんなところに巨大風車群を建設することはやめてください。	萩ジオパークについては、引き続き最新の情報の収集に努め、ジオサイトの更新に影響しないよう検討いたします。 奈古断層については、風力発電施設を建設する際に、建築基準法や電気事業法に基づいて対象地におけるボーリング調査を行い、地震荷重を算出し、その荷重に耐えうる構造設計にしなければなりません。当該構造設計に対する第三者の評価を経て、国の安全基準を満たすものだけが建設することができます。今後、事業計画の熟度を高めていく中で、国の法令に基づきながら地震に対する対策を検討してまいります。
62	⑥景観への影響は計り知れません。たとえ小さく見えても動くものや異質なものは目立つので、景観を破壊することは間違いありません。私たちの癒しの空間である静謐などっしりとした山が、いつも動いていて落ち着かないものになってしまうことは、容認できません。私たちの人生は、動かないどっしりした、雄大な山々の景観とともにあります。そんな景観を破壊するものは要りません。	いただいたご意見を参考とし、景観への影響を極力小さくするよう引き続き事業計画を検討してまいります。
63	⑦果たして経済性はあるのでしょうか。風況調査が行われているということで、新たに南側にも測定器を置くということでした。北側の風況調査だけでは、不十分ということだと思います。そんなところで、果たして採算の取れる事業ができるのでしょうか。 稼働率は 20%から 30%と言われました。25%当りが採算分岐点ではありませんか。一か八かのばくちのような事業と思われます。 収支計画を示してほしいと言っても公表できないと言われます。地位貢献のための事業をするにもお金がか	風況観測塔は風車設置位置の代表的な風況を観測するために設置しております。「ウィンドファーム認証に係る技術資料」(一般財団法人日本海事協会、平成 29 年)に従い、南側での風況観測が必要なために追加する予定です。収支計画については、現時点で詳細な収支が確定していないこと、また、事業の実施にあたり機密性が高いことから公表できませんが、採算のとれないことが見込まれる事業をそのまま進める予定はなく、事業の見直しを検討いたします。

(表は次ページに続く。)

	かります。その地域貢献ができるかできないかを判断するためにも収支計画を示す必要があります。出せないというのは、なぜでしょうか。採算の取れない事業では、持続可能な開発とはなりません。データを示して、根拠を明示すべきです。それができないということは、倒産の危険性をはらんでいると受け止めます。そんな事業はやめてください。	
64	⑧地元貢献が言われていますが、固定資産税を阿武町に支払うぐらいしか考えつきません。あとは一部の土建業者が工事関わるかもしれないという程度です。固定資産税も地方交付税との関係から、純収入は1/4程度です。しかも阿武町にしか恩恵はありません。	弊社が全国で展開している事業では、固定資産税を納めること以外にも、地元の皆様からのご意見を踏まえた地域貢献を行っております。今後、住民の皆様とご相談をさせていただきながら、何が地域の貢献につながるのか、検討してまいります。
65	⑨地域住民との合意形成ということも絵に描いた餅ということがわかりました。地権者と自治体が合意すればそれを地元住民との合意と考えていること、経産省の認可が取ればそれでいいということ。それが確認できたのは、計画段階から、着工段階、工事期間、運転期間、事業終了後も住民合意のための協議をすると説明したからです。一見、住民に配慮しているように見えますが、実は、それは住民の意識をごまかすだけのことだとわかりました。事業に着手するかどうかの条件の中には、住民の合意は含まれていないということになります。前回の説明会では8.5km範囲の自治会とそれぞれ合意の協定書を結ぶと明言していました。ところが今回は、それは例示しただけと態度を変えています。前の説明と今回で違うということは、「住民合意」は言うだけ、協定書を結ぶことは考えていないということです。これほど住民を無視するような事業は、とても認めるわけにはいきません。	事業計画認定のために地権者の合意が必要であり、それとは別に地元の皆様との合意形成を行った上で、事業を進めていきたいと考えております。今後も新型コロナウイルスの感染状況等を鑑みたと、環境影響評価における法定の説明会に限らず、地域の皆様へご説明する場を設けてまいります。
66	⑩健康被害や土砂災害、自然破壊の責任は誰がとるのですか。因果関係がはっきりすれば、御社が責任をとると言われました。しかし、実際には特定目的会社を設立し、資本金の範囲でしか考えていないのではありませんか。しかも、因果関係が証明されなければ損賠賠償しないということです。因果関係を被害を受けた人が証明することが非常に困難だという現状を前提にした企業の論理に貫かれています。今までの公害裁判、原発裁判、企業責任を問う裁判を見ても、企業側に有利な仕組みになっています。ましてや、風力発電は、国が強力に推進し、経産省も環境省も支援する体制になっています。認可手続きを簡素化せよという大臣発言もありました。そんななかで事業者の無責任体質はいろんな場面で示されています。こんな状況では、利益は企業に、犠牲や責任は住民や自治体に押し付けられることは、少し考えればはつきりしています。 地権者も地上権設定だけとなった場合は、責任を負う可能性が非常に高くなります。迂闊に載せられたら、後は莫大な責任がのしかかってくる可能性が出てきます。そのあたりのことが、地域の人たちに知らされていません。不利な条件は示さないという体質の企業は信用できません。 無責任な事業はやらないことが一番効果的な対策です。 以上、様々なことを検討した結果、阿武風力発電所計画は、撤回することを求めます。 私たちが、企業の金もうけの犠牲になる必要はありません。ぜひお引き取りください。	ご指摘のとおり、会社法等の書面上では責任の所在は特別目的会社になります。しかし、弊社としては特別目的会社にすべての責任を負わせるのではなく、親会社として責任を持つという事を伝えたかったためこのような回答としました。誤解を招くような表現となった事をお詫びいたします。 万が一、本風力発電事業による事故、土砂災害、健康被害等が発生した場合には、上記の通り、一義的には特別目的会社が原状復帰の責任を負います。但し、繰り返しますが、弊社も親会社として責任をもって対応致します。 事業予定地の地権者様の土地利用権に係る契約は、特別目的会社を新設すれば特別目的会社と契約、新設しなければ弊社と契約することとなります。 特別目的会社は、弊社の連結子会社になります。弊社は、三菱HCキャピタル(旧日立キャピタル、2021年4月1日より社名変更)と日立パワーソリューションズが共同出資している会社になります。 契約の内容につきましては、今後弊社又は特別目的会社が地権者様とご協議させていただきます。

(表は次ページに続く。)

大分県豊後高田市在住 Q 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
67	すでに、風力発電の建てられている地域での人体への健康被害、生態系への悪影響の話などを聞いています。また山々に今以上に人工物を建てることよっての自然破壊、景観の破壊などそれらの理由によって計画の白紙撤回を求めます。	今後の環境影響評価手続きを通じて、本事業の実施による環境への影響を実行可能な範囲内で回避、又は低減してまいります。

山口県萩市在住 R 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
68	巨大風力発電は地域の生態系をことごとく破壊します。また少なからぬ鳥類のバードストライクが発生し、近辺の鳥類のが激減します。更に困ったことに、風力発電を中心に野生動物のドーナツ化学現象がおき、猿や猪や熊などが里山に出没する頻度が増し、地域住民に大きな被害を及ぼします。 これらの理由により風力発電の建設に反対します。	方法書に記載している調査手法に基づき、適切に現地調査を実施し、鳥類のほか、哺乳類、両生類、爬虫類、昆虫類、魚類、底生生物の生息状況を把握し、影響の予測、評価を行います。その結果や有識者からの助言等を踏まえ、実行可能な範囲で影響を回避又は低減できるような事業計画を検討してまいります。

岩手県遠野市在住 S 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
69	岩手県ではいまだに原子力発電所の事故によりキノコ、山菜、ジビエ等の出荷規制が続いております。また、トリチウムを含む汚染水の海洋放出についても気を揉んでおります。また、気候変動についても待ったなしの状況と認識しており再生可能エネルギーの普及は必要と認識しております。 他県、特に原子力災害と縁がない地域で再生可能エネルギーに反対される声が多いように思います。また、風力発電には火力や原子力のバックアップが絶えず必要、低周波音は 10km を超えても健康被害をもたらすといった事実に基づかないでまの数々が取り上げられている現状に憂いております。私の町にも風力発電発電所がありますが、健康被害について聞いたことはありません。 結局、自分の住むところには欲しくないという感情なのかもしれませんが、風車を建てていただいたことで、維持管理の仕事が地元落实到り、その事業者から地元の観光施設の修繕費を出していただいたりと良いことがたくさんありました。 事業者殿には適切な予測評価、地元に対する貢献をきちんとなされて事業実施されることを望みます。	ご意見ありがとうございます。今後の環境影響評価手続きを通じて、本事業の実施による環境への影響を実行可能な範囲内で回避、又は低減してまいります。 地元に対する貢献については、今後、住民の皆様とご相談をさせていただきながら、何が地域の貢献につながるのか、検討してまいります。

山口県宇部市在住 T 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
70	風力発電のプロペラを設置するために、豊かな自然を壊し水源地も壊す意味があるのでしょうか？また 540 戸もの住民が 2km 以内に住まわれているのに、低周波による健康被害はないのでしょうか？ 住民だけでなく、山の中には多くの生きものたちが住んでいます。彼らの健康は守られるのでしょうか？また人口減少が予測されているのに、どうして電力だけを増やしたいのでしょうか？ 豊かな自然を壊し、地元の人々や生き物たちの生活を壊すのは止めて頂きたいと思います！	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、国内外の風車騒音と人への健康影響について、過去の研究を広く整理したところ、「全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果から、20Hz 以下の超低周波音は聴覚閾値を下回る。」「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見が確認できない。」という知見が紹介されています。 ただし、住民の皆様からのご意見を踏まえ、本事業に関する超低周波音の調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書においてお示しいたします。 地球温暖化の防止及び 2050 年カーボンニュートラ

(表は次ページに続く。)

		ル、脱炭素社会の実現を目指すためには、電化を進めるとともに、石炭等の火力に代わり得る安価な再エネ電源を確保する必要があると考えております。 今後の環境影響評価手続きを通じて、本事業の実施による環境への影響を実行可能な範囲内で回避、又は低減してまいります。
--	--	---

山口県萩市在住 U 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
71	1) 今回の説明会のやり方は、住民の疑問に答える為のものではなく、内容はどうあれ説明会を行ったという事実だけの為に開催された様にしか思えません。 コロナ対策と言うなら、進行役の方はマスクは勿論されていましたが、シールド等は無く話されていた。 それ位の対策で良いなら、主に回答される2名は会場に来られるのが当たり前ではないですか。答えたくない質問は答えをはぐらかし都合の悪い事を追究されない為としか思えません。企業として事業主として誠実さ正直さが全く感じられませんでした。	ご意見ありがとうございます。いただきましたご意見をふまえて次回説明会を開催するにあたりご参考にさせていただきます。
72	2) 超低周波の1Hzがどこまで届くか、1基建設する際に山を切り開く面は、直ぐに計算出来ないや場所が変われば違いますとしか回答されません。 そんな事は分かっていますが、何故、御社が今までに建てられた風力発電のデータでは、この様な場所ではMinimum 数値、この様な場所ではMaximum 数値でしたと、回答や説明していただけないのでしょうか、既存のデータの蓄積やそれを元にあらゆるシミュレーションを行われていると思うのですが、それを数値で回答や説明していただけないのは何故でしょうか、それが1番説得力があると思います。	今後、超低周波音については調査、予測及び評価を行うとともに、土地の改変については事業計画の熟度を高め、準備書においてお示いたします。 また、いただきましたご意見をふまえて、今後の説明会等においては、可能な限り既設の風力発電所のデータなどについて数値等で回答できるよう努めてまいります。

島根県浜田市在住 V 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
73	尾根に作業道路をつけて、影響がないわけがない。3mの作業道路でさえ、赤土が流れ、松しか生えていない。生物多様性等考えていない計画は賛同できない。	今後の環境影響評価手続きを通じて、本事業の実施による環境への影響を実行可能な範囲内で回避、又は低減してまいります。

島根県浜田市在住 W 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
74	景観は住んでいる住民だけのものではない。釣りで阿武町へは何度も行ったが、いつ行ってもいい景色である。自然の中に人工物が建設されるほど不自然さはない。景観は俺たちが大事にしていきたいもの。軽減、回避などできるわけがない。	地域住民の皆様をはじめ、阿武町へ観光に訪れる方々にもご理解いただける事業計画となるよう、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。

島根県浜田市在住 X 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
75	弥栄町でも直線距離 5km で騒音による不眠の訴えがあります。 事業者の対応は不十分な状態です。住民の安心した生活を守れないため、計画の中止を求めます。	今後の環境影響評価手続きを通じて、本事業の実施による騒音の影響を実行可能な範囲内で回避、又は低減してまいります。

(表は次ページに続く。)

No.	意見の概要	事業者の見解
76	騒音、低周波の問題がはっきりわからないなら、予防原則に沿って風力発電は建設すべきではない。	本事業の実施による環境への影響について、調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書においてお示しいたします。

No.	意見の概要	事業者の見解
77	(仮称) 阿武風力発電事業の撤回を求めます。 なぜ、この阿武町に大型風力発電施設 13 基の建設が計画されるのか、住民説明会に参加し環境影響評価の配慮書、方法書を読んでも、その理由がわかりません。 1) 方法書 2.1.1 本事業の目的として阿武町の「未利用森林資源の活用新エネルギーの普及促進」に貢献するとされていますが、第 7 次阿武町総合計画によれば「未利用森林資源の活用・新エネルギーの普及促進」とは、「大型施設のみならず、一般家庭においても、薪などの再生可能エネルギーの普及推進を検討・促進する必要があります」としか書かれていません。大型風力発電施設建設がどうして未利用森林資源の活用になるのでしょうか、「薪などの再生可能エネルギー」に貢献できるとする具体的な根拠を示してください。	地球温暖化対策の促進の一つとして、「未利用森林資源の利活用・新エネルギーの普及促進」が掲げられており、本事業は未利用森林を活用し、CO ₂ を発生させない風力エネルギーによる電力を供給することで、地球温暖化の抑制に資するものでございます。
78	2) 方法書 2.1.1 本事業の目的を風力発電所から得られるクリーンエネルギーを供給することで地球温暖化の抑制に資する(国の第五次エネルギー基本計画)、山口県による風力発電導入の取り組み、および阿武町の「未利用森林資源の利活用新エネルギーの普及促進」に貢献する、地域の活性化に寄与する、以上 3 点とし社会貢献を強調していますが、貴社が株式会社である以上主たる事業目的は事業収益を上げることだと思います。 社会貢献を実施するには健全な事業運営が前提となります。本事業には、不安定な風況や落雷、台風、地震などの自然災害や、万が一事故や健康被害がでた場合の補償などのリスクがあるはずで、最大風力発電出力は 54,600kw とされていますが、設備利用率と固定価格買取制度による単価から予測される稼働 20 後年間の売電売り上げと稼働期間中の収支予測を具体的に示して下さい。	収支計画については、現時点で詳細な収支が確定していないこと、また、事業の実施にあたり機密性が高いことから公表できませんが、採算のとれないことが見込まれる事業をそのまま進める予定はなく、事業の見直しを検討いたします。
79	3) 方法書 2.1.2 風力発電が稼働している地域で健康被害を訴えている方々の証言が何件もあります。2011 年に環境省がまとめた「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会一報告書(資料編)」によれば、1km の離隔で苦情が出ている実例も報告されています。 住民説明会で離隔距離 600m (配慮書)、750m (方法書)には根拠がないと回答されました。方法書には対象エリアの選定経緯において、住居からの距離が一定以上確保できる地域と確認したとありますが、この「一定以上」が表す数字を示してください。その根拠は何ですか。 図 3.2-10「配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅等の配置の概況」には、予定地内にある田平集落の住戸から風車への距離しか記載されていませんが、予定地外の葛箆地区、笹尾集落、飯谷集落についても離隔距離を明確に示すべきです。特に葛箆集落については傾斜度が 30 度を越える急傾斜地の崩壊特別警戒区域、土石	配慮書段階における事業実施想定区域の設定においては、「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書(資料編)」(環境省総合環境政策局、平成 23 年)に、風力発電機から約 300~400m の距離にある民家において苦情の継続件数が最多となっている調査結果が報告されていることを参考に、重大な影響の発生が懸念される距離を 400m として、それ以上の 500m の離隔を確保して区域を設定しておりました。ご指摘のとおり、500m 以上離れた住宅においても苦情が寄せられていることを踏まえ、方法書においては 750m の離隔を確保するとともに、今後は騒音に関する調査、予測及び評価を行い、影響を実行可能な範囲内で回避又は低減いたします。 土砂災害については、林地開発許可手続きにおいて、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全についての基準が示されており、排水施設の設置、沈砂池の設置、残置森林や造成森林及び造成緑地の適切な配置等の

(表は次ページに続く。)

	流特別警戒区域、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所が町のハザードマップに指定されており、離隔距離だけでなく土砂災害の危険性についても予測調査、対策が必要です。 そもそも、そこで暮らす住民や高齢者施設の入居者に対して、日常的に「配慮が必要」とされるような風力発電施設は不要です。	技術的要件が定められておりますので、それらを遵守いたします。
80	4) 方法書 2.2-19 以前の住民説明会では事業終了後、コンクリートの土台部はそのまま残すこともありうると回答されました。2章の最後に事業継続が困難になった場合、事業期間が終了となった際の発電所の設備を撤去する場合に備えて、「あらかじめ対策を講じたうえで地権者及び関係機関等と協議を行い」とありますが、どこの関係機関と協議し具体的な対策とはどのような対策ですか。ここに示されている事業者とは貴社のことですか、それとも今後設立される特別目的会社ですか。適切な対応とは具体的にどのような対応をされるのですか。	会社法等の書面上では責任の所在は特別目的会社になります。しかし、弊社としては特別目的会社にすべての責任を負わせるのではなく、親会社として責任を持つという事をあらためてお伝えさせていただきます。 万が一、本風力発電事業による事故、土砂災害、健康被害等が発生した場合には、上記の通り、一義的には特別目的会社が原状復帰の責任を負います。但し、繰り返しとなりますが、弊社も親会社として責任をもって対応致します。 特別目的会社は、弊社の連結子会社になります。弊社は、三菱HCキャピタル(旧日立キャピタル、2021年4月1日より社名変更)と日立パワーソリューションズが共同出資している会社になります。 関係機関とは林地開発申請を所管する機関となります。
81	5) 方法書 3.1.4 そう遠くない時期に南海トラフ巨大地震の発生する確率は非常に高く中国地方北部全域にリスクがあると政府の地震調査委員会は予測しています。新たに設置される作業道路や残土置き場についても、地震の影響により土砂災害が懸念されます。風力発電事業の事業期間は20年間とされていますが、この間の建築物の安全性と倒壊の危険性について、どのように担保されるのでしょうか。 阿武町長、萩市長、山口県知事から、配慮書段階の意見で事業予定地内の奈古断層の存在に言及し、最新の文献調査、専門家からの意見聴取、地質調査の実施を要請していますが、貴社はこれらの意見に対し「安定性や地震に対する強度の適合基準の観点から地質調査等を実施して審査を受ける。これは環境影響評価を実施する前提条件として順守すべき最低条件であるから環境影響評価の項目として選定しない」と回答しています。環境影響評価法の項目として選定されていなくとも、企業の社会的責任として最新の文献調査、専門家からの意見聴取、予測、地質調査の実施は必須だと思います。	風力発電施設を建設する際には、建築基準法や電気事業法に基づいて対象地におけるボーリング調査を行い、地震荷重を算出し、その荷重に耐えうる構造設計にしなければなりません。当該構造設計に対する第三者の評価を経て、国の安全基準を満たすものだけが建設することが出来ます。今後、事業計画の熟度を高めていく中で、国の法令に基づきながら地震に対する対策を検討してまいります。
82	6) 方法書 3.1.6 第7次阿武町総合計画には「豊かな、美しい自然を誇りに思い、残したい」という町民の共通する思いも冒頭に記されています。海岸部(奈古、宇田)と山間部(福賀)を結ぶ山稜の尾根筋への大型風車建設は景観を損なうもので、町民の故郷への思いを踏みにじる行為です。 山口県の景観条例第7項には「良好な景観の形成は、景観が、それを構成すべき個々の土地、建築物その他の工作物または物件の外観のみならず、それを見る者の認識によって成り立つものであることを旨として、行わなければならない」とあります。良好な景観は風車(工作物)を毎日見るわたしたち住民やここを訪れる観光客の認識によって成り立つものです。貴社は景観への影響予測を主要な眺望点からの眺めや圧迫感の有無に限定されていますが、「地域の自然、歴史、文化など人々の生活、経済活動などとの調和により形成される」という景	今回のご意見を参考に、地方公共団体等に必要に応じて意見聴取を行い、第7次阿武町総合計画及び山口県の景観条例第7項の基本理念に基づく事業となるよう配慮してまいります。 景観の予測については、今後の手続きにおいて、フォトモンタージュを作成し予測評価をいたしますが、眺望点の背景となる自然的条件、歴史や文化などの社会的条件も含めて調査するよう努め、各歴史や文化財等の価値において、特定の眺めが保全対象として示されている場合には、その眺めを阻害しないよう、配置等の検討に努めます。 山口県景観条例の理念の理解に努め、理念に沿った計画となるよう検討してまいります。条例との整合が必要な具体的な事項や、事業計画への反映のさせ方については、山口県の所管課のご指導のもと引き続き検討してまいります。

(表は次ページに続く。)

	観条例の基本理念に基づくなら、これでは不十分です。	
83	7) 山口県知事は配慮書に対する意見で、当該区域には崩壊土砂流出危険区域が含まれることから、区域内の土砂流出状況などを精査し、水源涵養保安林などへの影響を回避、または十分提言するよう求めています。貴社はこの区域を事業区域から除外し自然災害への対策を事業計画に反映すると見解を述べていますが、除外された部分とは床波山近くの国有林の崩壊土砂流域危険区域と白須山対岸の山腹崩壊危険区域のことですか。 建設予定地の白須山はそうした危険区域の指定はされていないようですが、対岸の砂防ダムが建設されている山腹崩壊地域と同じように急峻な斜面であることは国土地理院の地図からも明らかです。周辺には砂防施設もいくつか設置されています。風車を建設するために一基当たり 3000 m²の土地が必要だと説明会で回答されましたが、白須山の稜線が広範囲に掘削され裸地が広がれば土砂災害の危険性が増すことは素人にも明らかです。 このままでは急峻な山稜部に排水設備のない巨大風力発電施設が建設されることになります。方法書では雨水排水対策は工事中の排水に関する事項しか記載されていませんが、環境項目の設定は事業特性、地域特性を考慮して選定することが環境影響評価の省令にも求められています。この事業の地域特性に鑑み、工事が終了したのち、稼働中の雨水による濁水の対策についても選定項目に加え、区域の土石堆積状況の調査、土砂災害の危険性の予測評価を行い必要な対策を講じてください。 万が一、豪雨災害などで土砂流出が発生し濁水が白須川に流れるようなことがあれば、阿武町を支える沿岸部の漁業にも影響が出ることが懸念されます。貴社が本事業の事業目的として提案する地域活性化とはほど遠い事業になるでしょう。	山口県知事意見を踏まえ、方法書 p483、484 に記載のとおり、配慮書の事業実施想定区域の東部、南部に位置していた崩壊土砂流出危険地区、事業実施想定区域の南部に位置していた水源涵養保安林を方法書の対象事業実施区域から除外しております。 土砂災害については、林地開発許可手続きにおいて、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全についての基準が示されており、排水施設の設置、沈砂池の設置、残置森林や造成森林及び造成緑地の適切な配置等の技術的要件が定められておりますので、それらを遵守いたします。 土砂災害の危険性予測は、事業者として発電所の定期的に巡回するなど、必要に応じて有識者の意見を参考に検討してまいります。
84	8) 事業予定地内、あるいは周辺にはアブサンショウウオ、オヒキコウモリなどの絶滅危惧種、希少なミヤマウメドキ群落だけでなく多種多様な動植物が生息しています。これらは絶妙な生態系のバランスの上に成り立っています。いったん沢崩れが発生し大規模な砂防工事が必要となれば、工事により、こうした希少生物が生息する周辺の環境も変わってしまい、そのバランスが崩れてしまいます。 土砂災害特別警戒区域での風車建設は慎重に行うべきです。	土砂災害については、林地開発許可手続きにおいて、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全についての基準が示されており、排水施設の設置、沈砂池の設置、残置森林や造成森林及び造成緑地の適切な配置等の技術的要件が定められておりますので、それらを遵守いたします。

山口県周南市在住 AA 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
85	私は 50 代ですが、退職したら古郷の萩に戻り第二の人生を、美しい山々や海に囲まれて過ごすことを計画しております。このような人生設計のおり巨大な風力発電が生活圏内に 13 基もあってはホトホト興ざめいたします。どうかこのような計画の白紙撤回を望みます。	環境影響評価手続きを通じて、環境への影響を可能な限り低減できるように事業計画を検討いたします。また、今後も住民の皆様へ説明をさせていただく場を設け、ご理解を得られるよう努めてまいります。

山口県萩市在住 AB 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
86	私は、結婚を期に大阪府吹田市から萩市に移り住んだ	今後の環境影響評価手続きを通じて、本事業の実施に

(表は次ページに続く。)

I ターンの方です。おいしい食材や北長門国定公園やジオパーク等の素晴らしい自然しか取り柄のない阿武、萩のかけがえのない景勝地を破壊するような巨大風力発電という人工物を建設する事はやめてください。	よる環境への影響を実行可能な範囲内で回避、又は低減してまいります。
--	--

山口県阿武郡阿武町在住 AC 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
87	阿武町に建設が予定されている風力発電建設計画に、反対の立場から意見を述べさせていただきます。 1、生態系や環境破壊につながる工事に反対します。 阿武町に建設を予定されている地域は、他では見ることのできなくなった貴重な山野草や、日本の南限として自生しているミヤマウメドキの群生地などが建設予定地近くにあります。また、アブサンショウウオやモリアオガエルなどは、工事による泥水などにより、その生息地を失ってしまいます。白須川には清流を好むモズクガニも遡上してきます。旅をする蝶で有名なアサギマダラは、建設予定地の山を中継地として秋には飛来し、南へ旅立っていきます。福賀地区に飛来するソウシチョウやミサゴも見かけます。ミサゴなどは豊かな生態系がなければ生息することは出来ません。建設地の近くにはカンアオイも自生していて、それを餌とするギフチョウも春には羽化し飛来してきます。 環境影響評価における調査はやられると思いますが、初めに答えありきの調査ではなく、1年間を通した第3者機関（鳥ならば日本野鳥の会など）の調査でなければ、我々は納得できません。 これらの貴重な動植物を私たちの時代で失いたくありません。	アブサンショウウオやオヒキコウモリ等の動物の生息の状況等、現地調査を適切に実施し、対象事業実施区域における生息状況を把握いたします。現地概査により確認したミヤマウメドキ群落の位置については方法書 p. 482 にお示ししているとおり、対象事業実施区域から除外しております。今後、上述のように、動植物にかかる現地調査を実施し、その結果及び有識者からの助言等を踏まえ、実行可能な範囲で影響を回避又は低減できるような事業計画を検討してまいります。 環境影響評価は事業者の責任において実施いたしますが、初めに答えありきの調査ではありません。事業者とは完全に独立した機関であり十分な知見を有する専門の調査会社に調査、予測及び評価等を依頼しているため、適切かつ公正に調査、予測及び評価を実施できると考えております。また、環境影響評価は、事業者が事業計画を作成する段階において、調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体等から意見を聞き、環境保全の観点からより良い事業計画を作り上げる制度です。手続きの中では、地方公共団体や国の専門家による審査を受けます。このように、環境影響評価自体が事業者以外の立場からの様々な意見を取り入れる手続きであります。
88	2、低周波による人体、家畜への影響について 大字宇生賀桑谷地区には、和牛の飼育をしておられる農家があります。人体以上に低周波の影響を受けやすい家畜のことを考えると、絶対に建設を受け入れることは出来ません。また田平地区のように、両方の建設予定地に挟まれた地区の方たちのことを思うと、建設は絶対に容認できません。 今回の説明会でも、当然見えるであろうと思われるところの写真は無く、見えないことを強調したプレゼン構成でした。悪いものにはふたをする考えかもしれませんが、阿武町には、そのようなものは建ててほしくありません。	国内において、牧場及びその近傍での風力発電事業は多数存在し、牧場経営との共存が図られているところであります。これまで和牛等に長期的な影響が出ているといった既往知見はないと認識しております。今後も引き続き、国内外での事例及び最新の知見の収集に努めてまいります。 また、田平地区等の周辺の集落に関しては、騒音、超低周波音、景観等についての調査地点を設定しております。今後の調査、予測及び評価を踏まえて、実行可能な範囲内で回避又は低減できるような事業計画を検討してまいります。 説明会においてお示ししたフォトモンタージュについては、可視領域及び地元自治体のご意見を踏まえ地点選定を行っております。可視領域については、風力発電機の位置及び地形データのみを元に風力発電機が視認される可能性のある範囲として作成しておりますので、実際の植生や建物の状況によっては視認できない場合がございます。
89	3、風力ではなく水力の活用を 阿武町には山間部の福賀地区から、萩市に流れる大井川があります。また阿武町だけでなく山間部の萩市から日本海へ流れる河川にも、活用されていない豊富な水量と傾斜地があります。 この水量を活用することは、良質で安定的な電力が確保できるのではないのでしょうか。 計り知れない環境破壊をもたらす風力発電よりも、まさにクリーンな水力発電に目を向けていただくよう強く要望します。	ご意見ありがとうございます。弊社として水力発電の実績がございませんが、国の指針とする再生可能エネルギーの導入を、今後も幅広く検討させていただきます。

(表は次ページに続く。)

No.	意見の概要	事業者の見解
90	たとえ計画されている山から町中心部まで距離があっても、尾根に幅広い道を付ければ水の流れは確実に変わってしまうので、建設が始まれば海域の環境にも影響するし、近年どこで集中豪雨が起きるか分からない気候において、大きなリスクを背負う事になります。そうになると、郷川を伝って、町の中心部や、新しく出来る ABU キャンプフィールド、奈古漁港も土砂災害のリスクを背負います。 それらの不安材料を払拭出来るほどの根拠は示されているのでしょうか？もはや想定外では済まされないと思います。	林地開発許可手続きにおいては、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全についての基準が示されており、それらの基準を遵守いたします。

○日刊新聞紙における公告

読売新聞（令和3年1月29日（金）付）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、（仮称）阿武風力発電事業（環境影響評価方法書）を縦覧いたします。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、縦覧期間中の住民説明会の開催延期を決定いたしました。今後の感染状況を踏まえ、開催日時・場所等について検討し、実施いたしますので、決まり次第改めてお知らせいたします。説明会で使用を予定していた資料については、縦覧期間中に、弊社ホームページに掲載及び縦覧場所に設置させていただきます。

一、事業者の名称 日立サステナブルエナジー株式会社
代表者の氏名 取締役社長 石田 桂
事務所の所在地 茨城県日立市幸町三丁目二番二号

二、第一種事業の名称（仮称）阿武風力発電事業
種類 風力発電所設置事業（陸上）
規模 発電設備出力：最大五万四千六百キロワット 基数：最大十三基

三、対象事業実施区域 山口県阿武郡阿武町
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 山口県阿武郡阿武町、萩市、阿武町役場本庁、阿武町役場福賀支所、阿武町役場宇田郷支所、萩市役所1階ロビー（市政情報コーナー内）、萩市須佐総合事務所1階ホール内、萩市弥富支所ホール内、萩市紫福支所ロビー、山口県萩健康福祉センター
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
電子縦覧 <http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/>

六、意見書の提出 期間 令和三年一月二十九日（金）から令和三年三月二日（月）まで
環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、令和三年三月十五日（月）までに縦覧場所に備え付けておられます。意見書箱にご投函くださるか、問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。意見書に記載の個人情報（本件のみに使用し、それ以外は使用致しません）は、お問い合わせ先日立サステナブルエナジー株式会社（〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目二番二号）電話 〇二九四（五五）七八〇八（担当）事業開発第二グループ

七、問い合わせ先 日立サステナブルエナジー株式会社
〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目二番二号
電話 〇二九四（五五）七八〇八（担当）事業開発第二グループ

読売新聞（令和3年4月9日（金）付）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、（仮称）阿武風力発電事業（環境影響評価方法書）の縦覧期間を延長し、住民説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 日立サステナブルエナジー株式会社
代表者の氏名 取締役社長 石田 桂
事務所の所在地 茨城県日立市幸町三丁目二番二号

二、第一種事業の名称（仮称）阿武風力発電事業
種類 風力発電所設置事業（陸上）
規模 発電設備出力：最大五万四千六百キロワット 基数：最大十三基

三、対象事業実施区域 山口県阿武郡阿武町
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 山口県阿武郡阿武町、萩市、阿武町役場本庁、阿武町役場福賀支所、阿武町役場宇田郷支所、萩市役所1階ロビー（市政情報コーナー内）、萩市須佐総合事務所1階ホール内、萩市弥富支所ホール内、萩市紫福支所ロビー、山口県萩健康福祉センター
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
電子縦覧 <http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/>

六、意見書の提出 期間 令和三年一月二十九日（金）から令和三年四月三十日（金）まで
環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、令和三年五月十四日（金）までに縦覧場所に備え付けておられます。意見書箱にご投函くださるか、問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時
一、阿武町民センター（山口県阿武郡阿武町大字奈古三〇七八番地）の二、令和三年四月二十一日（水）十九時から
二、阿武町ふれあいセンター（山口県阿武郡阿武町大字宇田二二四番地）の三、令和三年四月二十二日（木）十九時から
三、阿武町のつそんセンター（山口県阿武郡阿武町大字福田下一三六五番地）の四、令和三年四月二十三日（金）十九時から
四、萩市福栄農業担い手育成センター 大集會室（萩市大字紫福三四四六番地）の五、令和三年四月二十四日（土）十時から
五、萩市須佐公民館 二階 講座室（山口県萩市大字須佐四五七〇番地）の六、令和三年四月二十四日（土）十三時半から
六、萩市弥富交流促進センター 多目的ホール（山口県萩市大字弥富下四〇四三番地）の七、令和三年四月二十四日（土）十九時から
八、問い合わせ先 日立サステナブルエナジー株式会社
〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目二番二号
電話 〇二九四（五五）七八〇八（担当）事業開発第二グループ

○広報におけるお知らせ

広報あぶ（令和 3 年 1 月号 No. 595）

**日立サステナブルエナジー(株)より
 (仮称)阿武風力発電事業「環境影響評価方法書」の縦覧**

「(仮称)阿武風力発電事業に係る環境影響評価方法書」が、次のとおり備え付けられますので、ご覧ください。
 縦覧は、阿武町役場本庁・各支所などで行われます。 ※「方法書」のコピーや撮影はできません

1. 縦覧期間 令和3年1月29日(金)～令和3年3月1日(月) (土・日・祝日、閉庁日は除く)

2. 縦覧時間 8:30～17:15

3. 閲覧用紙の記入 「方法書」をご覧になられた方は、ご意見の有無にかかわらず、
 備え付けの「閲覧用紙」に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

3. 意見書の受付
 「方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの「閲覧用紙」のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱に投函、または下記住所までご郵送ください。

○受付期間 令和3年1月29日(金)～令和3年3月15日(月) (当日消印有効)

○送付先(郵送の場合) 〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目2番2号
 日立サステナブルエナジー株式会社 担当：事業開発第二グループ宛

※「方法書」と要約書は、日立サステナブルエナジー(株)のWebサイトでも公表されます。

問：日立サステナブルエナジー(株) ☎ 0297-55-7808



※今月号の「広報あぶ」とあわせて、今後の説明会に関するお知らせをお配りしています。

11

広報あぶ（令和 3 年 3 月号 No. 597）

(仮称)阿武風力発電事業 環境影響評価方法書 住民説明会

4月21日(水) 町民センター

4月22日(木) ふれあいセンター

4月23日(金) のうそんセンター

いずれも 19時～20時半(予定)

問：日立サステナブルエナジー株式会社

☎ 0294-55-7808



方法書縦覧期間・意見受付期間が延長となりました。詳細は、同時配布のチラシまたは役場Webサイトをご覧ください。

19

○インターネットによるお知らせ

・阿武町のホームページ掲載内容①



「(仮称)阿武風力発電事業に係る環境影響評価方法書」(以下「方法書」という)を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

なお、方法書のコピーやカメラ等での撮影はご遠慮ください。

1. 縦覧期間

令和3年1月29日(金)～令和3年3月1日(月)

(土・日・祝日及び閉庁日は除きます。)

2. 縦覧時間

8:30～17:15

3. 閲覧用紙の記入

方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの「閲覧用紙」に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

4. 意見書の受付

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの「閲覧用紙」のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送願います。

○受付期間 令和3年1月29日(金)～令和3年3月15日(月)

(郵送の場合は、当日の消印有効です。)

○送付先(郵送の場合)

〒317-0073

茨城県日立市幸町三丁目2番2号

日立サステナブルエナジー株式会社 担当:事業開発第二グループ 宛

○記載事項

①氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

②意見書の提出の対象である方法書の名称(例:阿武風力)

③方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

※方法書及び要約書は下記 URL でも公表しています。

<http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/>



日立サステナブルエナジー(株) Webサイト(画像クリックでリンク)

問:日立サステナブルエナジー株式会社(事業開発第二グループ) TEL:0294-55-7808

https://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/

・阿武町のホームページ掲載内容②

阿武町
について

新着情報

まちで暮らす

まちを知る



日立サステナブルエナジー(株)より (仮称)阿武風力発電事業「環境影響評価方法書」の縦覧

「(仮称)阿武風力発電事業に係る環境影響評価方法書」が、次のとおり備え付けられますので、ご覧ください。
縦覧は、阿武町役場本庁・各支所などで行われます。 ※「方法書」のコピーや撮影はできません

1. 縦覧期間 令和3年1月29日(金)～令和3年3月1日(月) (土・日・祝日、閉庁日は除く)
2. 縦覧時間 8:30～17:15
3. 閲覧用紙の記入 「方法書」をご覧になられた方は、ご意見の有無にかかわらず、
備え付けの「閲覧用紙」に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

3. 意見書の受付

「方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの「閲覧用紙」のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱に投函、または下記住所までご郵送ください。

- 受付期間 令和3年1月29日(金)～令和3年3月15日(月) (当日消印有効)
- 送付先(郵送の場合) 〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目2番2号
日立サステナブルエナジー株式会社 担当：事業開発第二グループ 宛

※「方法書」と要約書は、日立サステナブルエナジー(株)のWebサイトでも公表されます。

問：日立サステナブルエナジー(株) ☎ 0297 - 55 - 7808



・阿武町のホームページ掲載内容③

阿武町
について

新着情報

まちで暮らす

まちを知る

Q

日立サステナブルエナジー(株)からのお知らせ

(仮称) 阿武風力発電事業 環境影響評価方法書 縦覧、意見書受付及び 住民説明会中止について

縦覧、意見書受付

弊社が計画している「(仮称) 阿武風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧を次のとおり実施いたしますので、お知らせいたします。

- **縦覧場所**：阿武町役場本庁、阿武町役場福賀支所、阿武町役場宇田郷支所、萩市役所 1 階ロビー（市政情報コーナー内）、萩市弥富支所ホール内、萩市須佐総合事務所 1 階ホール内、萩市柴福支所、山口県萩健康福祉センター
- **縦覧期間**：令和 3 年 1 月 29 日(金) ～ 令和 3 年 3 月 1 日(月)
- **意見書の受付**：環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、住所・氏名・意見内容をご記入の上、縦覧場所に設置しております意見書箱へ投函くださるか、お問い合わせ先へ郵送（当日消印有効）によりご提出ください。
- **意見書受付期間**：令和 3 年 1 月 29 日(金) ～ 令和 3 年 3 月 15 日(月)

住民説明会

2月に予定しております住民説明会につきましては、コロナウイルスの感染拡大及び緊急事態宣言の再発令に伴い、感染防止の観点から中止とさせていただきます。

弊社としては住民説明会を開催したいと考えております。

今後につきましては、感染状況を踏まえ、関係当局にご相談させていただきながら、開催日時・場所等について検討し、改めてお知らせいたします。

なお、説明会で使用予定の資料については、縦覧期間中にHPに掲載及び縦覧場所に設置いたしますのでご自由にお持ちください。

令和 3 年 1 月吉日

日立サステナブルエナジー株式会社

〈意見書の提出先及びお問い合わせ先〉

日立サステナブルエナジー株式会社 担当：事業開発第二グループ

〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目2番2号（電話 0294-55-7808）

・阿武町のホームページ掲載内容④

阿武町
について

新着情報

まちで暮らす

まちを知る

Q

日立サステナブルエナジー様からのお知らせ

「（仮称）阿武風力発電事業 環境影響評価方法書」縦覧開始

日立サステナブルエナジー様による、「方法書」の縦覧が開始されましたのでお知らせします。

（仮称）阿武風力発電事業 環境影響評価方法書 縦覧及び意見書受付期間の延長のお知らせ

「（仮称）阿武風力発電事業に係る環境影響評価方法書」（以下「方法書」という）につきまして、住民説明会の延期に伴い、縦覧及び意見書の受付期間を延長することといたしました。縦覧期間は2021年3月31日（水）、意見書受付の期間は2021年4月14日（水）までといたします。

なお、住民説明会の開催につきましては、縦覧及び意見書の受付期間中に実施する方針ですので、日程等決まり次第、ご案内させていただきます。

1. 縦覧

○縦覧期間 令和3年1月29日（金）～令和3年3月31日（水）
（土・日・祝日及び閉庁日は除きます。）

○縦覧場所 阿武町役場本庁、阿武町役場福賀支所、阿武町役場宇田郷支所、
萩市役所1階ロビー（市政情報コーナー内）、萩市弥富支所、
萩市須佐総合事務所1階ホール内、萩市紫福支所、
山口県萩健康福祉センター

2. 意見書の受付

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの「意見用紙」のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送願います。

○受付期間 令和3年1月29日（金）～令和3年4月14日（水）
（郵送の場合は、当日の消印有効です。）

○送付先（郵送の場合）

〒317-0073

茨城県日立市幸町三丁目2番2号

日立サステナブルエナジー株式会社 担当：事業開発第二グループ 宛

○記載事項

- ①氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ②意見書の提出の対象である方法書の名称（例：阿武風力）
- ③方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください。）

※方法書及び要約書、意見用紙は下記 URL でも公表しています。

<http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/>

・阿武町のホームページ掲載内容⑤



(仮称) 阿武風力発電事業環境影響評価方法書 (日立サステナブルエナジー(株)Webサイトより引用)

- [療養及び意見書受付期間の延長のお知らせ \(PDF形式\)](#)
- [療養場所設置資料 \(PDF形式\)](#)
- [00 方法書 表紙・目次 \(PDF形式\)](#)
- [01 方法書 第1章 \(PDF形式\)](#)
- [02 方法書 第2章 \(PDF形式\)](#)
- [03 方法書 第3章 \(PDF形式\)](#)
- [04 方法書 第4章 \(PDF形式\)](#)
- [05 方法書 第5章 \(PDF形式\)](#)
- [06 方法書 第6章 \(PDF形式\)](#)
- [07 方法書 第7章 \(PDF形式\)](#)
- [08 方法書 第8章 \(PDF形式\)](#)
- [09 方法書 資料編 \(PDF形式\)](#)
- [10 要約書 \(PDF形式\)](#)
- [ご意見記入用紙 \(PDF形式\)](#)

(意見書の受付期間)

令和3年1月29日(金)～令和3年4月14日(水)まで

(意見書の提出方法)

意見書をダウンロードいただき、上記期間までに下記送付先へ郵送ください(当日消印有効)

(送付先)

〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目2番2号
日立サステナブルエナジー株式会社 事業開発第二グループ 宛

問：日立サステナブルエナジー株式会社(事業開発第二グループ) TEL：0294-55-7808

・阿武町のホームページ掲載内容⑥


阿武町役場

阿武町について
新着情報
まちで暮らす
まちを知る

「方法書」縦覧期間の再延長（4月末まで）

**（仮称）阿武風力発電事業 環境影響評価方法書
縦覧及び意見書受付期間の再延長のお知らせ**

「（仮称）阿武風力発電事業に係る環境影響評価方法書」（以下「方法書」という）につきまして、住民説明会の延期に伴い、縦覧及び意見書の受付期間を再延長することといたしました。縦覧期間は2021年4月30日（金）、意見書受付の期間は2021年5月14日（金）までといたします。

なお、住民説明会の開催につきましては、縦覧及び意見書の受付期間中に実施する方針ですので、日程等決まり次第、ご案内させていただきます。

1. 縦覧

- 縦覧期間 令和3年1月29日（金）～令和3年4月30日（金）
（土・日・祝日及び閉庁日は除きます。）
- 縦覧場所 阿武町役場本庁、阿武町役場福賀支所、阿武町役場宇田郷支所、
萩市役所1階ロビー（市政情報コーナー内）、萩市弥富支所、
萩市須佐総合事務所1階ホール内、萩市紫福支所、
山口県萩健康福祉センター

2. 意見書の受付

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの「意見用紙」のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送願います。

- 受付期間 令和3年1月29日（金）～令和3年5月14日（金）
（郵送の場合は、当日の消印有効です。）
- 送付先（郵送の場合）
〒317-0073
茨城県日立市幸町三丁目2番2号
日立サステナブルエナジー株式会社 担当：事業開発第二グループ 宛
- 記載事項
 - ①氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - ②意見書の提出の対象である方法書の名称（例：阿武風力）
 - ③方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください。）

※方法書及び要約書、意見用紙は下記 URL でも公表しています。
<http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/>



・阿武町のホームページ掲載内容⑥


阿武町役場

阿武町について
新着情報
まちで暮らす
まちを知る

「方法書」縦覧期間の再延長（4月末まで）

（仮称）阿武風力発電事業 環境影響評価方法書 縦覧及び意見書受付期間の再延長のお知らせ

「（仮称）阿武風力発電事業に係る環境影響評価方法書」（以下「方法書」という）につきまして、住民説明会の延期に伴い、縦覧及び意見書の受付期間を再延長することといたしました。縦覧期間は2021年4月30日（金）、意見書受付の期間は2021年5月14日（金）までといたします。

なお、住民説明会の開催につきましては、縦覧及び意見書の受付期間中に実施する方針ですので、日程等決まり次第、ご案内させていただきます。

1. 縦覧

- 縦覧期間 令和3年1月29日（金）～令和3年4月30日（金）
（土・日・祝日及び閉庁日は除きます。）
- 縦覧場所 阿武町役場本庁、阿武町役場福賀支所、阿武町役場宇田郷支所、萩市役所1階ロビー（市政情報コーナー内）、萩市弥富支所、萩市須佐総合事務所1階ホール内、萩市紫福支所、山口県萩健康福祉センター

2. 意見書の受付

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの「意見用紙」のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送願います。

- 受付期間 令和3年1月29日（金）～令和3年5月14日（金）
（郵送の場合は、当日の消印有効です。）
- 送付先（郵送の場合）
〒317-0073
茨城県日立市幸町三丁目2番2号
日立サステナブルエナジー株式会社 担当：事業開発第二グループ 宛
- 記載事項
 - ①氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - ②意見書の提出の対象である方法書の名称（例：阿武風力）
 - ③方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください。）

※方法書及び要約書、意見用紙は下記 URL でも公表しています。
<http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/>



・阿武町のホームページ掲載内容⑦



阿武町役場

阿武町
について

新着情報

まちで暮らす

まちを知る

Q

「方法書」住民説明会の開催のお知らせ ～4月21日（水）～

(仮称)阿武風力発電事業

環境影響評価方法書

住民説明会

4月21日(水) 町民センター

4月22日(木) ふれあいセンター

4月23日(金) のうそんセンター

いずれも 19時～20時半(予定)

問:日立サステナブルエナジー株式会社

☎0294-55-7808



方法書縦覧期間・意見受付期間が延長となりました。詳細は、同時配布のチラシまたは役場Webサイトをご覧ください。

(仮称)阿武風力発電事業**環境影響評価方法書 住民説明会****延期後の開催日程についてのお知らせ****住民説明会の開催予定**

延期しておりました住民説明会につきまして、下記の日程で開催いたします。

なお、当日は新型コロナウイルス感染予防対策を徹底いたします。お越しいただく皆様におかれましても、マスク着用、消毒、検温等へのご協力をお願いいたします。

①令和3年4月21日(水) 阿武町町民センター

②令和3年4月22日(木) 阿武町ふれあいセンター

③令和3年4月23日(金) 阿武町のうそんセンター

※いずれも、19時開始、20時30分終了

縦覧、意見書受付

■縦覧場所：阿武町役場本庁、阿武町役場福賀支所、阿武町役場宇田郷支所、萩市役所1階ロビー（市政情報コーナー内）、萩市弥富支所、萩市須佐総合事務所1階ホール内、萩市紫福支所、山口県萩健康福祉センター

■縦覧期間：令和3年1月29日(金)～令和3年4月30日(金)

■意見書の受付：環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、住所・氏名・意見内容をご記入の上、縦覧場所に設置しております意見書箱へ投函くださるか、お問い合わせ先へ郵送（当日消印有効）によりご提出ください。

■意見書受付期間：令和3年1月29日(金)～令和3年5月14日(金)

令和3年3月吉日

日立サステナブルエナジー株式会社

〈意見書の提出先及びお問い合わせ先〉

日立サステナブルエナジー株式会社 担当：事業開発第二グループ

〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目2番2号（電話 0294-55-7808）

・萩市のホームページ掲載内容①

ホーム	市民便利帳	観光情報	事業者向けの情報	市政情報
-----	-------	------	----------	------

所在地 [ホーム](#) > [誰がで探す](#) > [環境衛生課](#) > (仮称)阿武風力発電事業に関する環境影響評価方法書の縦覧及び意見書受付の実施について

(仮称)阿武風力発電事業に関する環境影響評価方法書の縦覧及び意見書受付の実施について



[印刷用ページを表示する](#) 掲載日：2021年1月29日更新

阿武町で計画されている「(仮称)阿武風力発電事業」に関して
日立サステナブルエナジー株式会社が環境影響評価方法書の縦覧及び意見書受付を下記のとおり実施しますのでお知らせします。

- ・縦覧場所：萩市役所 1 階ロビー（市政情報コーナー内）、萩市弥富支所、
萩市須佐総合事務所 1 階ホール内、萩市紫福支所、
山口県萩健康福祉センター
- ・縦覧期間：令和 3 年 1 月 2 9 日金曜日 ～ 3 月 3 1 日水曜日
- ・意見書の受付：縦覧場所に設置の意見書箱へ投函
または、下記問い合わせ先へ郵送
- ・意見書受付期間：令和 3 年 1 月 2 9 日金曜日～4 月 1 4 日水曜日

〈問い合わせ先〉日立サステナブルエナジー株式会社 担当：事業開発第二グループ
〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目2番2号

なお、阿武町では、阿武町役場本庁、福賀支所、宇田郷支所で実施されます。

[事業者ホームページ（日立サステナブルエナジー）](#)

・萩市のホームページ掲載内容②



萩市
Hagi City Website

文字の大きさ [拡大](#) [標準](#) [背景色を変える](#) [白](#) [黒](#) [青](#)

ENHANCED BY Google
[すべて](#) [ページ](#) [PDF](#)

[検索](#)

[はじめての方へ](#)
[Foreign language](#)
[サイトマップ](#)
[お問い合わせ](#)

[組織・課名でさがす](#)
[カレンダーでさがす](#)

[ホーム](#)
[市民便利帳](#)
[観光情報](#)
[事業者向けの情報](#)
[市政情報](#)

現在地
[ホーム](#) > [組織で探す](#) > [環境衛生課](#) > [（仮称）阿武風力発電事業に関する住民説明会開催のお知らせ](#)

（仮称）阿武風力発電事業に関する住民説明会開催のお知らせ



[印刷用ページを表示する](#)
掲載日：2021年3月24日更新

阿武町において、風力発電事業を計画する日立サステナブルエナジー株式会社が事業実施想定区域に隣接する萩市内3か所で、環境影響評価方法書に関する

住民説明会を開催しますので下記のとおりお知らせします。

案内文書：[（仮称）阿武風力発電事業に関する説明会のご案内](#) [PDFファイル/350KB]

主 催：日立サステナブルエナジー株式会社

茨城県日立市幸町三丁目2番2号

 [事業者ホームページ（日立サステナブルエナジー）](#)


[このページの先頭へ](#)


Get ADOBE® READER®

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。（無料）

(仮称) 阿武風力発電事業環境影響評価 方法書 住民説明会のお知らせ

住民説明会の開催予定

延期しておりました住民説明会につきまして、下記の日程で開催いたします。
なお、当日は新型コロナウイルス感染予防対策を徹底いたします。お越しいただく皆様
におかれましても、マスク着用、消毒、検温等へのご協力をお願いいたします。

- ①令和3年4月24日(土) 10時00分～11時30分
福栄農業担い手育成センター
- ②令和3年4月24日(土) 13時30分～15時00分
須佐公民館 2階 講座室
- ③令和3年4月24日(土) 19時00分～20時30分
弥富交流促進センター 多目的ホール

縦覧、意見書受付

- 縦覧場所：阿武町役場本庁、阿武町役場福賀支所、阿武町役場宇田郷支所、
萩市役所 1 階ロビー（市政情報コーナー内）、萩市弥富支所、
萩市須佐総合事務所 1 階ホール内、萩市紫福支所、
山口県萩健康福祉センター
- 縦覧期間：令和3年1月29日(金) ～ 令和3年4月30日(金)
- 意見書の受付：環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、住所・氏名・意
見内容をご記入の上、縦覧場所に設置しております意見書箱へ
投函くださるか、お問い合わせ先へ郵送（当日消印有効）により
ご提出ください。
- 意見書受付期間：令和3年1月29日(金) ～ 令和3年5月14日(金)

令和3年3月吉日

日立サステナブルエナジー株式会社

〈意見書の提出先及びお問い合わせ先〉

日立サステナブルエナジー株式会社 担当：事業開発第二グループ

〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目2番2号（電話 0294-55-7808）

・当社ホームページ掲載内容①

当社からのお知らせ



「（仮称）阿武風力発電事業 環境影響評価方法書」
 本方法書は「（仮称）阿武風力発電事業」に係る環境影響評価の一環として「環境影響評価法」、「発電所アセス省令」、「電気事業法」に基づき、所要の事項をまとめたものです。

[閲覧及び意見書受付期間の延長のお知らせ（PDF形式）](#)

[発電場所設置資料（PDF形式）](#)

00 方法書 表紙・目次（PDF形式）

01 方法書 第1章（PDF形式）

02 方法書 第2章（PDF形式）

03 方法書 第3章（PDF形式）

04 方法書 第4章（PDF形式）

05 方法書 第5章（PDF形式）

06 方法書 第6章（PDF形式）

07 方法書 第7章（PDF形式）

08 方法書 第8章（PDF形式）

09 方法書 資料編（PDF形式）

10 要約書（PDF形式）

[ご意見記入用紙（PDF形式）](#)

（意見書の受付期間）
 令和3年1月29日（金）～令和3年4月14日（水）まで

（意見書の提出方法）
 意見書をダウンロードいただき、上記期間までに下記送付先へ郵送ください
 （当日消印有効）

（送付先）
 〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目2番2号
 日立サステナブルエナジー株式会社 事業開発第二グループ 宛

※上記PDFを快適にご利用いただくために、Internet Explorerでの閲覧を推奨しております。

お問い合わせ

関連リンク

再生可能エネルギー

日立キャピタルグループの再生可能エネルギー事業で、事業計画から運転開始・保守サービスまで、お客様の事業をフルサポートします。

環境活動

日立キャピタルグループの持続可能な社会・環境の実現に向けた活動を紹介します。

- ・ 当社ホームページ掲載内容②

(仮称) 阿武風力発電事業 環境影響評価方法書 縦覧及び意見書受付期間の再延長のお知らせ

「(仮称) 阿武風力発電事業に係る環境影響評価方法書」(以下「方法書」という)につ
きまして、住民説明会の延期に伴い、縦覧及び意見書の受付期間を再延長することといた
しました。縦覧期間は2021年4月30日(金)、意見書受付の期間は2021年5月1
4日(金)までといたします。

なお、住民説明会の開催につきましては、縦覧及び意見書の受付期間中に実施する方針
ですので、日程等決まり次第、ご案内させていただきます。

1. 縦覧

- 縦覧期間 令和3年1月29日(金)～令和3年4月30日(金)
(土・日・祝日及び閉庁日は除きます。)
- 縦覧場所 阿武町役場本庁、阿武町役場福賀支所、阿武町役場宇田郷支所、
萩市役所1階ロビー(市政情報コーナー内)、萩市弥富支所、
萩市須佐総合事務所1階ホール内、萩市紫福支所、
山口県萩健康福祉センター

2. 意見書の受付

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの「意見用紙」
のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご
郵送願います。

- 受付期間 令和3年1月29日(金)～令和3年5月14日(金)
(郵送の場合は、当日の消印有効です。)
- 送付先(郵送の場合)
〒317-0073
茨城県日立市幸町三丁目2番2号
日立サステナブルエナジー株式会社 担当：事業開発第二グループ 宛
- 記載事項
 - ①氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - ②意見書の提出の対象である方法書の名称 (例：阿武風力)
 - ③方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

※方法書及び要約書、意見用紙は下記 URL でも公表しています。

<http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/>

・当社ホームページ掲載内容③

(仮称)阿武風力発電事業 環境影響評価方法書 住民説明会 延期後の開催日程についてのお知らせ

「(仮称)阿武風力発電事業に係る環境影響評価方法書」につきまして、延期しております住民説明会を下記の日程で開催いたします。

なお、当日は新型コロナウイルス感染予防対策を徹底いたします。お越しいただく皆様におかれましても、マスク着用、消毒、検温等へのご協力をお願いいたします。

○開催日程

①令和3年4月21日(水) 19時00分開始 20時30分終了
阿武町町民センター

②令和3年4月22日(木) 19時00分開始 20時30分終了
阿武町ふれあいセンター

③令和3年4月23日(金) 19時00分開始 20時30分終了
阿武町のうそんセンター

④令和3年4月24日(土) 10時00分開始 11時30分終了
福栄農業担い手育成センター

⑤令和3年4月24日(土) 13時30分開始 15時00分終了
須佐公民館 2階 講座室

⑥令和3年4月24日(土) 19時00分開始 20時30分終了
弥富交流促進センター 多目的ホール

○本件お問い合わせ先

日立サステナブルエナジー株式会社 事業開発第二グループ
電話番号：0294-55-7808

○お知らせ

(仮称)阿武風力発電事業 環境影響評価方法書 縦覧及び意見書受付期間の再延長のお知らせ

「(仮称)阿武風力発電事業に係る環境影響評価方法書」(以下「方法書」という)につきまして、住民説明会の延期に伴い、縦覧及び意見書の受付期間を再延長することといたしました。縦覧期間は2021年4月30日(金)、意見書受付の期間は2021年5月14日(金)までといたします。

なお、住民説明会の開催につきましては、縦覧及び意見書の受付期間中に実施する方針ですので、日程等決まり次第、ご案内させていただきます。

1. 縦覧

- 縦覧期間 令和3年1月29日(金)～令和3年4月30日(金)
(土・日・祝日及び閉庁日は除きます。)
- 縦覧場所 阿武町役場本庁、阿武町役場福賀支所、阿武町役場宇田郷支所、
萩市役所1階ロビー(市政情報コーナー内)、萩市弥富支所、
萩市須佐総合事務所1階ホール内、萩市紫福支所、
山口県萩健康福祉センター

2. 意見書の受付

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの「意見用紙」のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送願います。

- 受付期間 令和3年1月29日(金)～令和3年5月14日(金)
(郵送の場合は、当日の消印有効です。)
- 送付先(郵送の場合)
〒317-0073
茨城県日立市幸町三丁目2番2号
日立サステナブルエナジー株式会社 担当：事業開発第二グループ 宛
- 記載事項
 - ①氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - ②意見書の提出の対象である方法書の名称(例：阿武風力)
 - ③方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

※方法書及び要約書、意見用紙は下記 URL でも公表しています。

<http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/>

○ご意見記入用紙

「(仮称) 阿武風力発電事業 環境影響評価方法書」

意見用紙

ご住所

ご氏名

「(仮称) 阿武風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、本書に必要事項をご記入のうえ、意見書箱にご投函ください。

恐れ入りますが、閲覧のみの場合でも、ご住所・ご氏名のみをご記入、ご投函ください。

※閲覧教確認のため、御協力の程お願い致します。

令和 3 年 月 日
